

介護高齢課長兼
総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長

藤井清和

児童課長

飯田宏基

都市整備課長

梅田英明

下水道課長

水谷繁樹

学校教育課長

渡邊一弘

生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長

中野修

歴史民俗資料館長

伊藤隆彦

図書館長

服部朋夫

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

柴田寿文

書記

佐藤文彦

書記

鷺尾里恵

6. 議事日程

日程第1

会議録署名議員の指名

日程第2

一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、横井克典議員と江崎貴大議員を指名いたします。

議事整理のため、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） おはようございます。

3番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1つ目は、乳がんの早期発見とがん検診の取組について、2つ目は、食品ロス削減について質問させていただきます。

1981年以降、日本人の死因で最も多いのがんであり、国民の2人に1人がかかると言われております。特に乳がんは、現在我が国で最も増加率が高いがんの一つであります。唯一自分で発見できるがんでもあります。早期発見で治癒率は約90%と言われております。

しかしながら、がん治療の技術で日本は世界トップクラスでありながら、検診の低さからがん対策後進国とも言われています。また、世界一のがん大国でありながら、世界で一番がんについて無知な国であることを識者は訴えております。

毎年10月、ピンクリボン月間には、私たち公明党女性議員は乳がん早期発見啓発を行い、家事に育児に仕事に奮闘しながら家庭の太陽として生きる女性の命を守るため、街頭演説を行わせていただいて啓発を呼びかけております。

生涯に乳がんを患う日本人女性は、50年前は50人に1人でしたが、現在は14人に1人と言

われており、年間約6万人の方が乳がんと診断されております。また、乳がんで亡くなる女性の割合も年々増加の傾向にあり、年間約1万3,000人が亡くなっています。これは、乳がんを発症した人の約30%に当たります。

年齢別に見た場合、胃がんや肺がん、大腸がんのように年齢が高まるとともに増えるがんとは異なり、乳がんは30代から増加し始めて、40代後半から50代前半にピークを迎え、比較的若い世代で多くなっております。そのため、若いときから関心を持つことが大切です。しかしながら、私も含め、健康であるとなかなか検診を受けません。

そこで、お伺いいたします。

まずは、がん検診推進事業の本市の取組と内容についてお聞かせください。

○議長（大原 功君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） おはようございます。

お答えします。

国や県の指針に基づき、現在、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診と海部津島地区で統一して実施している前立腺がん検診を加え、6つのがん検診を実施しています。

各がん検診の対象年齢は、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診につきましては40歳以上の市民を対象に実施し、そのうち胃がん検診の内視鏡検査については50歳以上の方が対象で、2年に1度の隔年受診となっています。

子宮がん検診は二十歳以上の女性、乳がん検診については30歳以上の女性を対象に実施しています。また、子宮がん検診とマンモグラフィーによる乳がん検診につきましては、2年に1度の隔年受診となっています。

前立腺がん検診については、50歳以上の男性を対象に実施しています。

受診方法は3つありまして、海部地区及び津島市医師会の指定医療機関での個人がん検診、保健センターでの集団検診、海南病院での総合がん検診の中から選択して受けることができます。

今年度21歳になられる女性には子宮がん検診、41歳になられる女性には乳がん検診の無料クーポンを送付しております。

また、今年度40歳になられる方には大腸がん検診と肝炎ウイルス検診は集団検診で無料で受けていただくことができます。

受診勧奨及び重複受診を防ぐために、平成29年度より個別にがん検診等受診券を送付しています。それぞれ御自身が今年度どの検診を受けることができるのか記載しておりますので、確認することができます。このように受診率の向上とがん検診の早期発見、早期治療につながるよう取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました6つのがん検診が実施され、対象年齢の方一人一人にがん検診の受診券を送付して受診奨励を行ってくださっています。

それでは次に、乳がん検診の取組と内容についてお聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

乳がん検診は30歳以上の方を対象に実施しています。検査方法はマンモグラフィー検査、超音波検査の2種類を実施しています。乳腺が発達している若い世代の方には超音波検査、40歳以上の方にはマンモグラフィーをお勧めしています。

国が示す新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として、今年度41歳になられる女性には乳がん検診の無料クーポンを送付して、受診勧奨、受診案内をしています。また、クーポン対象の方で未受診の方には12月頃をめどに再通知をし、検診の受診勧奨を再度実施しています。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

受けられていない方への再通知、受診奨励を呼びかけてくださっています。

しかしながら、国民生活基礎調査によりますと、乳がん検診の受診率は少しずつ上がっていますが、いまだ対象の方々の受診は50%に満たない状況が続いております。日々の生活の忙しさから検診が遠ざかっている方には、改めて検診の大切さを理解していただきたいと思います。

そして、マンモグラフィーによる乳がん検診が一般的になってから数年になりますが、実は乳がんによる死亡率は減少していません。検診を受けることは大切ですが、受けていれば万全という誤解も生じているのかもしれない。

以前、タレントの北斗晶さんが、毎年がん検診を受け、必要な時期にマンモグラフィーも受診していたけれど乳がんになり、話題になりましたが、適切な手術をされ、今元気に活躍しておられます。

乳がんは、早期発見により適切な治療が行われると良好な成果が期待できます。早期の発見に必要なことは、自分の胸の状況を見て、触って、知っておくことで、ささいな変化に気づくことです。若い方は乳腺が発達していますので、マンモグラフィーは適していません。そのため、20代から月に1度はセルフチェックを心がけることが大切です。

セルフチェックで早期発見に役立つ健康キットにセルフチェックシートがあります。セルフチェックシートはお風呂場に貼ることができるA4サイズのカラーポスターです。入浴時にはセルフチェックが毎日できるわけです。

愛知県北名古屋市では、このセルフチェックシートを市内の医療機関や健康診断が行われる際、またイベントなどに配布され、子育て世代の若いお母さんにも配られ、少しずつ受診率が伸びてきているそうです。毎日一人一人が意識していくことが大切だと思います。

そこでお伺いいたします。

本市においても、乳がんを自己検診するためのセルフチェックシートの配布ができないでしょうか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

マンモグラフィー検査は2年に1度のため、次回の乳がん検診までの期間が空いてしまいます。自己チェックによる胸の異変を早期に見つけていただくために、自己触診法を広く市民に伝えていけるよう、セルフチェックシートの配布や健康教育の機会を検討していきたいと思えます。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 前向きな御答弁をいただきました。

1点だけお願いいたします。

乳がん検診は30歳からとなっており、働く20代の健康を守る施策を取り入れていないのが現状であります。20代で検診の機会がない方にも、このチェックシートが自身を守るきっかけづくりになればと思えます。できれば、できるだけ早い段階でこのチェックシートの配布対応をしていただき、必要な方に一人でも多く渡るため取り組んでいただきたいと思います。

次に、がん患者にとって女性が最も苦痛に感じるのが、治療のつらさよりも抗がん剤の副作用による頭髪の脱毛という結果が出ております。治療のためとはいえ、男女共に、特に女性にとって脱毛は最大の苦痛であり、生活上の大きな障がいとなっています。そのような悩みでウィッグが使われています。ウィッグの値段も、3万円の人工毛と、30万円もする人毛を使った違和感のないものもあります。

そこで質問いたします。

がんになってもこれまでどおり安心して暮らし続け、少しでも心の負担を軽くできるようにウィッグの助成ができないか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

抗がん剤の副作用による頭髪の脱毛に悩まされている方へのウィッグの購入費の補助につきましては、県内では名古屋市が助成していますが、他の自治体の状況を見ながら実施に向けて調査していきたいと思えます。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 前向きな御答弁をいただきました。

抗がん剤治療で闘っている方の希望になる購入費の助成をよろしく願いいたします。

次に、学校でのがん教育について。

文部科学省が2018年に行った調査では、国公立の小・中学校、高校のうち6割以上でがん教育が実施されました。がんの専門医やがんの経験者らが学校に出向き、子供たちに出前講座を行う取組が各地に広がっています。

そこで質問いたします。

本市において、学校でのがん教育の取組をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正巳君） おはようございます。

現在、日本人の2人に1人ががんになると言われており、がんは克服しなければならない代表的な疾病の一つとなっております。この流れを受け、学校教育でもがん教育の取組を進めることが重要になってまいりました。現在、市内の小・中学校では、保健学習や学級活動、そして道徳を中心に指導を進めております。例えば保健学習では、健康の保持増進、生活習慣病の内容に含めて行っております。

がん教育は、家庭や地域と連携を図りながら学校の教育活動全体で取り組んでいくことが大切です。また、発達段階に応じて、児童・生徒の理解の度合いに合わせて指導していくことも重要です。そして、忘れてならないのは、がんと闘っている児童・生徒がいる場合や家族にがん患者が見える場合など、そのような点にも配慮しつつ、子供たちに寄り添った指導が求められます。そこで道徳では、思いやりや助け合いなどの観点から、自分と異なる悩みを分かり合える人たちとの接し方などについて考える機会を持っております。

一昨年、弥富中学校では、骨髄を提供したドナーの方を招き、命の大切さを伝える講演を行いました。今後も各校において工夫を重ねつつ、生命尊重、思いやりなどの観点からがん教育を行ってまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

子供たちへのがん教育、がん体験は、自分や家族の命を守るためにも大切な授業だと思います。実体験は子供たち一人一人の命に刻まれます。これからも行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の質問に移ります。

2点目は、食品ロス削減に向けての啓発について質問させていただきます。

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。食品ロスの削減は、持続可能な社会の形成のため世界的に取り組むべき課題となっております。まだ食べられるの

に捨てられてしまう食品ロスの削減を目指す食品ロス削減推進法が、昨年の5月24日に参議院本会議で成立いたしました。

食品ロスは、家庭やレストラン、スーパーなど、食に関連する様々な場所で発生しています。発生量は日本で1年間に約600万トンと推計されています。そのうち家庭から排出される食品ロスは半分の約300万トンです。家庭から排出される食品ロスは大きく3つに分類されます。

消費期限切れなど手つかずのまま廃棄されたものが89万トン、野菜の皮の厚むきなど、食べられるものまで廃棄されたものが90万トン、食卓に出されたが、食べ切れずに廃棄されたものが112万トンと家庭系食品ロスの内訳が示されました。

世界には飢えに苦しむ人々が約8億人もいます。一方で、世界で捨てられる食品は約13億トンもあります。食料の生産、ごみとなった食品の処理に多くの燃料を使うことで、地球温暖化を進めることにつながります。私もこういった家庭から出るごみというのは、本当に反省するところが多くございます。

そこで質問いたします。

本市において年々増加しているごみ収集ですが、今回コロナ禍においてのごみ収集の状況をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 直近5年間で、令和2年度の一般家庭ごみにつきましては一番多く排出されております。前年と比較しますと、可燃ごみが約1.9%、プラスチック類ごみが約5.7%増加しており、全体では約4.1%増加しております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

ごみ削減においては、環境問題として大きなテーマであります。持続可能な開発目標SDGsで重要とされている廃棄物処理は、家庭から出るごみや企業から出るごみなど、消費者、事業者、行政が一体となって今後も取り組んでいかなければならない課題であります。

それでは次に、家庭における食品ロス削減についてお伺いいたします。

各家庭における意識啓発は今後大きな課題となってきます。日常にできることとしては、無駄に買わない、食材を使い切る料理の工夫、外食では食べ切れる量を注文するといったことを意識に入れてもらうことなどが上げられます。特に、賞味期限と消費期限といった期限表示の意味を正しく理解していただくことも必要ではないでしょうか。

また、消費期限は安全に食べることができる保証された期限であります。このことをいま一度確認していただくことで、家庭における食品ロスの削減にもつながるものと考えます。

そこで質問いたします。



誰もがもったいない意識を持ち、過剰廃棄や食べ残しなどを少しでも抑制できるように、今後はどのように家庭または外食産業における食品ロス削減への意識啓発を本市として進めていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 家庭への食品ロス削減の啓発につきましては、現在、資源・ごみ分別ガイドブックに掲載して啓発をしております。

令和3年度より弥富市一般家庭ごみ収集日程表にも、食品ロス削減のヒントや食品ロス削減国民運動ロゴマークを掲載し、啓発に努めてまいります。

また、本市ホームページへ市民の皆様や事業者が食品ロスを削減するための方策等を掲載し、啓発を行ってまいります。

飲食店を営まれている弥富市商工会員の方へは、商工会を通じて食品ロス削減の啓発チラシを配布させていただきます。事業者が啓発チラシを店内へ掲示していただき、来店者の食品ロス削減への意識啓発を促進し、外食産業全体の食品ロス削減につなげていきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

弥富市一般家庭ごみ収集日程表（ごみカレンダー）は、毎日のようにどの家庭も気に見るカレンダーだと思います。食品ロス削減のヒント等を掲載していただけることは、新たな意識啓発につながります。

また、コロナ禍におきまして、外食産業の皆様におかれましては大変な御苦勞をされてみえます。そんな中、食品を余らせないように弁当販売、テイクアウトなど努力されております。なかなか宴会などを開く回数が減っておりますが、削減啓発チラシ、3010運動のポスターが多くの皆様の目に周知でき、活気が戻ることを祈るばかりです。

それでは次に、災害時用の賞味期限が近づいた備蓄食品について質問させていただきます。

農水省は、賞味が近づいた非常用御飯1万2,000食をフードバンク団体などに無償提供されました。また、自然災害時などのために備蓄してきた非常用品は、賞味期限が間近になったものを更新の際に廃棄してしまいましたが、今回運用を見直すことにし、未利用食品などを福祉施設や困窮世帯に無償で提供するフードバンクに活用する動きが広まっています。

そこで質問いたします。

本市におかれましては、賞味期限間近の非常用食品の管理についてどのようにされておりますか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市といたしましては、非常用食料につきましては、備蓄食糧計画に基づき、アルファ米、非常食用クラッカーなどを計画的に配備し、適正に管理しております。

そこで、賞味期限が1年未満となり処分が必要な非常用食品につきましては、桜まつりなどイベントの際の防災コーナーにおいて配布するほか、各地区コミュニティ推進協議会の防災訓練、地区自主防災会の訓練において配布するなど、市民の皆様に防災について関心を持っていただくことや防災意識を高めるための啓発品として活用をいたしております。

今年度は10月30日、11月1日の海南こどもの国秋まつりで、乾パン4,800個、アルファ米5,000個を、市安全防災メールの登録など防災啓発チラシとともに来場者に配布をさせていただきました。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

賞味期限間近の非常用食品の管理は、市民の皆様の防災意識を高めるため全て使われ、食品ロスがないことが分かりました。啓発は大切なことだと思います。

近年の地震、災害等で多くの市民の皆様が非常用食品の備蓄の意識が高まってきていると思います。家庭では、食べたら補充していくローリングストック法を紹介、啓発していくことで、賞味期限が近い備蓄食品を破棄がないよう消費していくことも今後進めていただきたいと思います。

先日、地域のお米屋さんから新型コロナウイルスと闘うセカンドハーベスト名古屋さんの取組とチラシを頂きました。特売で買った缶詰がたくさん残っている。頂き物のお菓子や紅茶がたくさんあるけど家庭で食べ切れない。新米が出たので古米が家に余っている。そうした食品を集め、集められた食品は病気やけがで働けない方、生活に困窮する母子家庭、高齢者、難民の方など、様々な理由で食べるのに困っている方への支援に活用されておられます。コロナ禍の影響を受け、特に相談が増えているそうです。

そこで質問いたします。

本市において、フードバンクさんから生活困窮者への支援はありますか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 大木福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） お答えいたします。

生活困窮者自立支援法により、自立相談支援事業を平成27年4月より市社会福祉協議会に委託し、生活保護受給までには至らない方々を対象に支援を行っていますが、平成27年11月より、市社会福祉協議会はフードバンク事業に取り組む認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋とフードバンク活用支援事業の実施に関する協定を結び、食料支援を行っております。

食べるものに困っていると相談に訪れた方々に対して、1人当たり3回までを上限としま

して、2週間程度を賄うレトルト食品や缶詰、米などを詰め合わせた食品パックを社会福祉協議会職員が届けたり、またはセカンドハーベスト名古屋から直接送っていただくなどをして対応しております。

過去5年間の利用実績を申し上げますと、平成27年度は9件、平成28年度は27件、平成29年度は25件、平成30年度は27件、令和元年度は21件の食料支援を行いました。

また、令和2年4月1日から10月末までの食料支援実施回数は28件であり、コロナ禍におきまして支援の回数は増加しております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

本市においてたくさんの方がフードバンク活用支援を利用されていることに驚きました。

また、食品ロスの削減にも効果があるこのフードバンクの活用がもっと広がり、生活に困っている人への生活改善の第一歩になればと願います。

また、この制度を知らない方も見えると思いますので、周知していただきたいと思います。そこで、もう一度お伺いいたします。

食品ロス削減にも効果がある未利用備蓄食品の有効活用の観点から、消費期限6か月前までにフードバンク等への寄附等を検討し、社会貢献すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

人口規模により賞味期限間近の非常用食品が大量に発生し、処分に困る自治体もあるようでございますが、本市におきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、市民の皆様には防災について関心を持っていただくために防災訓練などの啓発品として活用をいたしております。

したがって、本市におきましては、御指摘の食品ロスにならないよう既に有効活用しておりますので、フードバンクへの寄附については現在考えておりません。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

しかし、防災訓練などでもらってもすぐに食わず破棄してしまうという声も聞いております。

東日本大震災以降、備蓄計画の見直し、備蓄食品の増量の見直しがあると伺いました。今後見直される際には、食べるのに困っている人への寄附に対しての取組も検討していただきたいと思っております。

最後に、環境省が公立小・中学校の給食を調べたところ、1年間で食べ残しが1人当たり

茶わん47杯分、7.1キログラムになります。本市において、学校給食での食品ロス削減や子供たちへの教育をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 食品ロスは大きな社会問題であり、学校でもその削減に取り組んでおります。

市内小・中学校における学校給食の1人当たりの残食率は、愛知県教育委員会が実施しました令和元年度学校給食における残食量に関する調査結果では平均0.57%で、重さにいたしまして1食当たり3グラム、3日間でミカン一房を残すぐらいの程度でございます。愛知県の平均が5.2%ですので、県の残食率に比べますとはるかに低く、県内でも有数でございます。

弥富市の学校給食は、全校自校方式で調理を行っております。調理員と触れ合うことができるとともに、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供されております。また、栄養教諭が地産地消を基本とし、様々な食材を子供たちに食べやすいように工夫した献立をつくり、おいしい給食を提供しております。このことは残食の少ない一番の要因ではないかと思っております。

さらに、残食を減らす取組の一例といたしまして、給食当番が適量を考え、給食が残らないよう配膳指導をしています。また、食べる時間を十分に確保するため、なるべく給食前の4時限目の授業を延長しないことや、すぐに配膳に取りかかれるよう、調理員さんにより配膳ワゴンを教室前に配置するなどの工夫をしております。

食育の面からは、栄養教諭による食に関する分かりやすい授業を実施したり、弥富の日として子供たちに食について興味を持ってもらうため、地元の食材を使用した献立を提供しております。

また、食材の解説や生産者の声などを献立表に掲載したり、教室、廊下などの壁面に掲示したりして、食べ物に対して感謝する心を育むよう心の教育に取り組んでおります。また、地域から御提供いただき例年行っている新米給食会は、地域、生産者の方々に感謝するよい機会となっております。

次に、教科の中では、低学年の総合学習の中で、地元の農産物を勉強する機会に生産者を訪ね、野菜の生産について直接学習したり、高学年では食品ロスや食料問題について学んだり、道徳の中で取り上げたりして学習をしております。今後も学校では多様な取組を通して、食品のロスの削減に関わってまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

本市の学校給食の残食率は愛知県内でも非常に低く、素晴らしいことだと思います。その

陰には食育に対する思いが感じられます。

教育長は以前、食とはよい人を育てる、だから食育に力を入れているんだと伺ったことがあります。今後も子供たちに食の大切さ、食品ロスの大切さをしっかり教えていただき、子供たちに今後食品ロスへの関心を持ってもらいたいと思います。

国連の持続可能な開発目標SDGsにも掲げられている食品ロス、廃棄の半減という目標達成に向けて、いま一度、私たちの日頃の生活を見直し、食品ロスを削減できることを見つけて取り組んでいくことが重要だと思います。関係各団体とも連携を強め、取り組んでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は午前10時55分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

コロナ禍の災害避難と市内道路の安全対策について質問いたします。

最初に、コロナ禍の災害時の避難について質問いたします。

内閣府や気象庁は南海トラフ地震、東海地震はいつ起こってもおかしくないという見解です。規模が大きい災害が起きた場合、被災者の避難生活は長期間になると考えられます。避難が続く中で環境の良否は大切であり、さらに今、避難場所、避難所の中で新型コロナウイルス感染症対策が求められる状況です。

伺います。

最新の市内避難場所の数、収容可能人数の合計、そして収容可能人数をどう計算したかを伺えますか。お願いします。

○議長（大原 功君） 伊藤防災課長。

○総務部次長兼防災課長（伊藤淳人君） 津波・高潮緊急時避難場所につきましては、市の施設が21か所、その他民間などの施設が34か所の合計55か所、収容可能人数は5万5,194名でございます。

また、収容可能人数の計算につきましては、1平米当たり1人としております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 弥富市の人口以上の人数が収容できる計算ですが、避難場所が大変な3密状態になる計算です。コロナ感染症対策は考慮していますでしょうか。していないのでしたらなぜでしょうか、伺えますか。

○議長（大原 功君） 伊藤防災課長。

○総務部次長兼防災課長（伊藤淳人君） 津波・高潮緊急時避難場所は、津波などが襲来した場合に一時的に命を守ることを最優先として指定しておりますので、新型コロナウイルス感染症までを考慮した収容可能人数にはしていないのが現状でございます。

しかしながら、このコロナ禍においては、市民の皆様も日頃から感染防止のため、マスク着用や携帯用消毒液を持ち歩くなどの対策を取っておられますように、避難する際に御持参いただくために、各御家庭でマスク、消毒液などを備蓄していただきますよう啓発しております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 地震や台風で起こる災害は、弥富市を水で覆ってしまう可能性があります。地震であれば下水管が破壊されてトイレが使えなくなってしまうという可能性があります。人間がたくさん集まって一番苦勞するのがトイレだと思います。避難場所の簡易トイレ、仮設トイレの設置の有無と予定を伺えますか。

○議長（大原 功君） 防災課長。

○総務部次長兼防災課長（伊藤淳人君） 市の施設で避難所を兼ねております津波・高潮緊急時避難場所には、簡易トイレなどを配備しております。

また、車椅子ごと入ることができる簡易トイレにつきましても、計画的に順次配備しております。

一方、民間施設の津波・高潮緊急時避難場所につきましては、マンションなどの屋上や通路を指定しており、保管場所やその保管環境などの課題がございますので、現在のところ簡易トイレなどを配備する予定はございません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 災害時に近隣の屋上に逃げ、そこから救助を待つ間、数日、数時間かかる可能性があります。津波でんでんこの精神でも、個人の携帯用のトイレを持参して避難場所に逃げることは簡単ではないと感じます。市内が浸水した場合、自然に水が引いていくということは、海拔ゼロメートル地帯の弥富市ではあり得ません。救援が来るまでに何時間か何日かかるか分からないというのが現実です。トイレのスペースをしっかりと計算に入れ、さらに感染症対策の人と人の距離を考慮し、収容人数を算出するということを要望しますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 防災課長。

○総務部次長兼防災課長（伊藤淳人君） 先ほど御答弁させていただきましたように、基本的に津波・高潮緊急時避難場所につきましては、一時的に命を守ることを最優先として指定しております。

仮に、収容可能人数の見直しをしたとしても、実際津波が襲来するおそれがある場合に、収容可能人数を超えるからといって避難されてみえる方をお断りできるものではございません。

したがって、現状の津波・高潮緊急時避難場所の収容可能人数を見直すことは考えておりません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 避難場所の中の一つにウイングプラザパディーの屋上駐車場が指定されています。そこは8,108人の収容可能人数。実際こちらに収容人数どおり避難された場合、市民が持参した簡易トイレで要件を済ますというようなことが想像しがたいんですね。体を遮るテントも必要でないかと思います。パディーのような市民が居住していない商業施設でしたら避難可能面積を1平方メートルで割るというシンプルな計算でなく、先方と交渉してトイレスペースを考慮するなどして、簡易トイレや大型テントの備蓄の計算をしてほしいと思います。それらを要望しまして、質問を続けます。

避難所で使用するパーティションテントとベッドについて伺います。

6月に示された一般会計補正予算の災害対策事務事業でコロナ対策の予算で、段ボールパーティションやベッドの購入予定の説明がありましたが、各避難所で現在どれぐらいの数が準備できていますでしょうか、伺えますか。

○議長（大原 功君） 防災課長。

○総務部次長兼防災課長（伊藤淳人君） 今月中に一次開設避難場所の6か所にパーティションを合計400個、段ボールベッドは合計100個を配備する予定でございます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 予想される避難者の人数にパーティションテントは足りておりませんが、増やしていくのかどうしていくのでしょうか、伺えますか。

○議長（大原 功君） 防災課長。

○総務部次長兼防災課長（伊藤淳人君） パーティションテントにつきましては、ワンタッチ式で収納がコンパクトであり、プライベート空間の確保、また飛沫感染対策として有効であることから、計画的に順次配備してまいります。

そのほかには、県が中日本段ボール工業組合と災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定を締結しており、県からも段ボール製品、段ボール製簡易ベッドや間仕切りを供給していただけますが、本市におきましても、今年度、災害時に段ボール製品等の供給に

関する協定を市内の2社と締結させていただき予定で、必要なときに速やかに供給していただけるような体制を取ってまいります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） ありがとうございます。

続けます。

避難場所、そして避難所にどのような計算で避難ボートは準備していますでしょうか。

○議長（大原 功君） 防災課長。

○総務部次長兼防災課長（伊藤淳人君） ボートにつきましては、保管場所や地区のバランスを見ながら、市の施設、防災倉庫、小・中学校に配備しており、さらには各消防団に順次配備をしておるところでございます。

また、県のゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点、海南こどもの国を要望しておりますが、及び愛知県競馬組合が計画しております名古屋競馬場にも配備を要望しております。

ほかには、ボートの配備をしている地域の自主防災会もございますので、共助、公助の連携で災害に備えてまいります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 防災課長に質問ですが、車椅子ごと入ることができる簡易トイレやパーティション、計画的に順次配備と答弁いただきましたけれども、順次でなく一度に配備できませんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（大原 功君） 防災課長。

○総務部次長兼防災課長（伊藤淳人君） 一度に配備するというのをしますと、耐用年数だとかそういったことを考慮しますと、また再度一度に換えなければならないということも発生しますので、またそちらについては順次配備するということにさせていただきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 災害は避難所ごとに来るわけではありません。避難所の格差をつくらないようにしっかり予算を確保して備えてほしいと要望して、続けます。

市の避難所レイアウトは、コロナ感染症対策を考慮した配置でしょうか、どうでしょうか。

○議長（大原 功君） 防災課長。

○総務部次長兼防災課長（伊藤淳人君） 県の避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づき、避難所内の動線の分け方やゾーニングを適切に行う計画でございます。

また、併せて、非接触型温度計、マスク、消毒液などの備品も順次配備しておるところで



ございます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 指定されている避難所全てをガイドラインの示す水準にして避難所格差をつくらないようにしていただきたいと思います。避難所のスペースはどうしても限られていますが、市民に理解や認識を導くようなことをされていますでしょうか。

○議長（大原 功君） 防災課長。

○総務部次長兼防災課長（伊藤淳人君） 避難所のゾーニングにつきましては、今後計画していく中で適切にしていきたいと思います。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） ありがとうございます。

これからの市民への啓発をしっかりとお願いしたいと思います。

避難所で長期間生活が続くことを考えますと、簡易的な感染防止対策では通用しないと思います。一方で、避難所での感染を避けるため、市民が避難せず被災するようなことがあつては災害対策とはとても言えないことにもなってしまいます。弥富市が被災した場合、行政側の人々も被災者になっていると考えられますから、実際災害が起きたら大混乱する可能性もあります。今から被災者の生活空間と支援体制づくりを徹底しておくべきだと考えます。

安藤市長は、令和2年度施政方針で、安全・安心に暮らせる災害に強いまちの実現を目指し、重点課題として取り組むと示されています。税金の使い方を何十億円も使う事業に急ぐ前に、最優先に命に直結する予算にしてほしいと要望しますが、市長、総括いただけますか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平成23年3月11日、東日本大震災から9年9か月が経過いたしますが、震災関連死を含め、2万人を超える尊い命を失いました。改めてお亡くなりになりました皆様には、御冥福をお祈りいたします。

このことを教訓に全国では、一時避難所の在り方や市民の命を守るということを最重要課題として取り組んできたわけでございます。

本市におきましても、市内のほとんどが海拔ゼロメートル、マイナス地帯であるという地形的特徴から、南部地域防災センターの設置、また小・中学校や保育所の屋上に避難するための外階段、手すりの整備などにも取り組んでまいりました。

ソフト面におきましても、自主防災会の結成、活動の支援や各コミュニティ、地区単位の津波ハザードマップの作成、避難の際に支援を要する方の避難行動要支援者名簿の作成などに取り組んでまいりました。

したがいまして、これまでも防災・減災事業につきましては積極的に取り組んでおり、今後も総合計画にも掲げてございますが、本市の重要施策の一つとして取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 災害に備えるためには予算がかかります。自助という言葉が盛んに使われていますが、物理的環境の整備や人的な支援体制は、市民にとって自治体が希望の綱になってくると思います。復旧、復興時には市民の立ち上がりが早くなりますように、万が一被災したときも安心して避難できる機能と環境を持った施設を整えることを税金の使い方として優先していただきたいと要望しまして、次の質問に入らせていただきます。

市道、県道、歩道の安全対策、整備等について伺います。

東洋経済新報社の発行している都市データパック2020の中に、人口1,000人当たりの交通事故件数の順位が出ています。数字の基は警察庁から発表されたデータからです。弥富市は1,000人当たりの交通事故件数5.13件。人身事故のみで物損事故は含みません。全国で813ある市と特別区の中で弥富市は726番目、ほぼワーストの10%に入る順位というデータが出ています。ちなみに、あま市は4.49件で686位。津島市は4.33件で671位、愛西市は3.15件で502位です。

質問させていただきます。

県道について伺います。

事務局の方、写真、お願いいたします。

一般県道一宮弥富線。イオン弥富付近の道路がカーブしている部分ですが、交差点名、海老江から南へ行った箇所です。歩道が大変狭く、歩行者が擦れ違うことも困難な箇所ですし、見通しの大変悪いカーブで、歩道から車道に出て歩行者が譲り合うなどということは決してできない大変危険な箇所です。

事務局の方、写真、ありがとうございます。

県に対して通行の安全のため早急な対策を求めますが、県に対し要望はされていますでしょうか、伺えますか。

○議長（大原 功君） 伊藤土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

愛知県に対して要望等はしておりませんが、県からは狭小ながら歩道も設置されていることから優先度が低いと聞いております。しかし、御指摘のカーブ区間については、特に狭くなっていることから、愛知県に対し要望してまいります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） よろしくお願いいたします。

次に、一般県道子宝愛西線の十四山子宝橋の北の派出所近く、そして白鳥学区又八地区と歩道がない箇所があります。又八地区に関しては、過去にも一般質問で出ている箇所でもありますが、2019年の3月の市議会一般質問の中の回答で、事業者も愛知県が測量に着手、弥

富市は法務局等の関係機関との調整を行っていくと答弁されています。この2か所、対策や現在の進捗がありましたら状況を伺えますか、お願いします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

まず、一般県道子宝愛西線の十四山子宝橋の北の派出所南近くまでの歩道未設置区間につきましては、愛知県により本年度詳細設計に着手しており、来年度より測量に入る予定と聞いております。

次に、白鳥学区又八地区の歩道未設置区間におきましては、昨年度、地権者との現地確認立会いを行い、今年度は用地測量に着手する予定と県より聞いております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 又八地区の箇所、朝夕大変渋滞する県道で、その横、歩道がないほうを自転車が駆け抜けていく大変危険な箇所です。市民にとっては、市道でも県道でも市内にある公共の道路の修繕はやはり弥富市に期待、そして要望されていきます。市内にある危険な道路と認識していただき、県に対して一日でも早くしっかり対応してほしいと要望をお願いします。

次に、市道について幾つか伺います。

事務局の方、写真2をお願いします。

市道錦通線の歩道、これは交差点名、中央公民館北の交差点から東へ、南部保育所や日の出小学校に向かう道路ですが、歩道が波を打ったように凹凸になっています。自転車やベビーカーが安全に通行できなくて、車道を通るといような光景が見られます。

事務局の方、写真、ありがとうございます。

これまでの経緯や改修の予定、ありますでしょうか、伺えますか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

議員御指摘のとおり、社教センター北の用水沿いの道路の歩道が波を打った状態になっておりますが、これは排水路を活用した形で供用しているものであります。

この形状を解消するには、全線的な道路改良や沿線の地権者の御理解も必要となってきますので、少しでも通行しやすくなるよう、今年度補修を行う予定であります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） ありがとうございます。

歩道が通行しにくいので車道に出してしまうという歩道になっています。歩道は転倒の危険があり、車道は自動車との接触の危険があります。歩道の改良を早く要望いたします。

次に、市道弥生通線、白鳥学区の栄団地からポプラ団地への道路ですが、歩道はありませ

ん。三浦議員の一般質問でも出ました質問の箇所です。道路と田んぼの段差が大きく危険なところ。この部分、最近、西中地239号線が開通して交通量が増えていると感じます。地域の方から、県立佐屋高校の通学中の生徒が過去田んぼに落ちるのを何度も見ていると聞いています。

そういった情報を市は把握されていましてでしょうか。過去、佐屋高校から生徒の安全な登下校のため、市道の整備の要望ありましたでしょうか、伺えますか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

この区間での県立佐屋高校の生徒が通学時に転落したとの報告は受けておりません。また、佐屋高校からの道路整備の要望はありません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 田んぼに人や自転車が落ちるとするのは警察を呼ばないと事故として集計されていないと思います。この箇所、自動車が擦れ違うときには歩行者や自転車が接触を避け、並ばないように通行するしかありません。

事務局の方、写真、お願いします。

歩道はない、そして歩車道境界ブロックがないために、何かのはずみで自動車ですら田んぼに落ちてしまう道路です。歩道の方が落下して打ちどころが悪ければ重大事故にもなりかねません。以前から地域の方たちより要望が出ている箇所です。

写真、ありがとうございます。

この市道弥生通線、歩道設置を強く求めますが、いま一度、土地所有者との交渉等、予定を伺えますか。お願いします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

三浦議員の一般質問で御答弁をさせていただきましたが、用地の取得に至っていない状況であります。今後については、民有水路及び道路の整理ができ次第、交渉に入りたいと考えます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） ここは徒歩や自転車で通過することに不安になる道路の典型です。命を守る予算を確保して真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次に、信号設置予定について伺います。

弥富市歴史民俗資料館前の交差点、一般県道木曾岬弥富停車場線と市道前ヶ須六條線の交差する箇所です。

事務局の方、写真をお願いします。

国道1号線方面から自動車で走ってきますと道路が盛り上がっているため視界が狭くなり、危険察知しづらい交差点です。南下する自動車のために横断歩道ありの標識がありますが、盛り上がった頂点に横断歩道があり、非常に渡りにくい危険な交差点です。

写真、ありがとうございました。

過去の一般質問の回答から、信号機設置の距離の条件があることは認識しておりますが、危険箇所として信号設置の要望を警察にさせていただきたいのですが、予定はありますでしょうか。お願いします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

信号機の設置については、令和2年6月議会におきまして、三浦議員の一般質問で御答弁させていただいておりますが、信号機設置の指針に基づいて公安委員会が箇所選定を行い設置しております。

中央公民館北交差点に信号機が設置してあり、交差点間距離は約70メートルと大変短くなっております。設置基準等で安全性を考えますと、信号機設置はできないと考えますので、要望予定はございません。しかし、路面標示等の安全対策を実施してまいります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） ありがとうございます。

続けます。

J R 弥富駅の西側、中六の J R と名鉄の連続する踏切ですが、弥富市が警備員を朝夕配置しているところです。

事務局の方、写真をお願いします。

自動車の擦れ違いが困難で見通しが悪く、運転手が安心して通れない踏切が連続しています。市も危険だと認識している箇所です。弥富名古屋線の市江川を渡るバイパス工事が完了しましたら自動車の交通の流れができて、今よりさらに J R 中六踏切、混雑するのではないかと思います。

写真、ありがとうございました。

踏切の南北を自動車が十分擦れ違えるように道路を広くする計画など、現在の進捗状況は何か伺えますか。最近、土地所有者と交渉されたことなどありますか。お願いします。

○議長（大原 功君） 大野建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

J R 名鉄弥富駅の西側にございます名鉄の弥富1号踏切と J R の第一津島街道踏切の南北の市道と県道の拡幅については、その周辺の面的な整備と一体的に行うことが望ましいと考えておりますので、現在、土地所有者との交渉等は行っておりません。

なお、踏切拡幅ではございませんが、安全対策として、平成23年度に両踏切間において用地取得し、歩行者、自転車等の滞留場所を確保いたしました。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） このJR中六踏切とその付近、自動車と自転車、歩行者が接触しそうになる危険な箇所です。弥富市は令和元年9月議会で、JR名鉄橋上化自由通路整備協議は、踏切拡幅等と同時に協議をしない条件が鉄道事業者からついたと回答されていますが、なぜこのような条件がついたのでしょうか。この条件は市民の利益になっていますでしょうか、伺えますか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

自由通路整備と踏切拡幅整備は鉄道事業者の中でも担当部局が異なるため、それぞれの整備を進める場合には個別に協議を行う必要がございます。

JR名鉄弥富駅のような駅施設利用形態や駅構内にある踏切であることから、自由通路整備と踏切拡幅整備を同時に3者が協議することは、どちらかの事業に課題や問題が生じた場合、それにより双方の協議が止まってしまうことは容易に想定されます。

また、自由通路整備事業や踏切拡幅事業は踏切道対策の一つでございます。これらが同じ駅構内にあることから、2つの同種対策事業を同時に進めることはできないと考えています。

このような状況下で、市は自由通路整備事業を選択し、事業整備効果の発現が早く、踏切横断交通量を減少させることができ、かつ他の踏切の廃止を要求されないことなど、安全性と利便性が向上することから、市民の利益に資すると考えております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 3月に覚書を交わそうとしていますこのJR弥富駅自由通路、これをやると、中六の混雑するJR踏切は閉鎖しますという話になる。それをJR側の何かの考えでJR中六踏切は生き残ると。これは市民の利益であるということと捉えました、今の答弁。

市民の方たちは歩行者しか通行できない自由通路ができることによって、中六踏切が本来はなくなるということを知りませんし、中六踏切が残るので私たち市民は有益だとは思わないと思うんですね。私は全く逆で、利益になっていないのではないかと感じたわけでございます。

推定で46億円の事業で、事業者が負担するのは2.4%ほどの費用で、圧倒的に弥富市の税金の事業ですね。中六踏切も弥富駅構内なわけですから、自由通路整備と中六踏切拡幅整備、同時にやるよう交渉できないのだろうかと思ったわけです。

安藤市長に伺いたいんですが、JR名鉄弥富駅が生まれ変わる事業で、あまりにも事業者の金額負担が少ないことや、踏切関係の案件については弥富市はへりくだり過ぎではないか

と思うんです。強く主導権を持って事業者と交渉されてもいいのではないかと感じるんですが、大企業との交渉が得意な弥富市のトップセールスマン、安藤市長の考え、伺えますか。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 議員も御承知のとおり、第2次弥富市総合計画策定時に市民アンケートを実施しております。また、都市計画マスタープラン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略など、各種計画策定時においても市民アンケートを実施しており、それらのアンケートにおいて、駅や市役所周辺の整備、公共交通機関の便利さなどの御意見が多数寄せられております。

市といたしまして、長きにわたり懸案事項である鉄道による南北地区の分断や弥富駅東西踏切の交通の錯綜状態、駅前周辺のにぎわい創出といった課題を解決するため、J R弥富駅自由通路事業を推進し、市が目指す持続可能なまちづくりを進めることが行政の責務であると思っております。

横井議員と那須議員への御答弁の中でも担当部長が申し上げましたとおり、7月に中期財政計画で今後の財政改善が見込めるようになったことを受けて、事業の推進を図ることとなりましたので、予定どおり、令和3年3月の鉄道事業者との覚書締結に向けて進めてまいります。

市街地の計画的整備は総合計画にも掲げている重点施策であり、市の一大事業でございます。議員の皆様のご協力及び市民の御理解をいただき、ぜひ進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、覚書締結後に工事協定があるわけでございますが、その段階に至りましては、国または県への事業費確保の事業費に対します補助金等の要望も積極的に行ってまいりますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） ありがとうございます。

事業主、事業者のJ R東海にしっかり交渉してほしいというシンプルなことを伺ったんですが、ありがとうございました。

J R東海も利益剰余金というのがあります。内部留保ですね。J R東海は3兆7,000億円持っています。弥富市でいうところの財政調整基金に当たるわけですが、桁がはるかに違う資金を事業者は持っています。ですから、原資が税金の自治体の資金とは違って、そればかり使わせるのではなくて、内部留保している資金を使って弥富市の経済、日本の経済を回していきませんかというような交渉をしていただきたいと思ったんですね。それらを要望して質問を続けます。

比較したいので、伺いたい金額があります。市の予算で、平成18年から平成20年までの3

年間と平成30年から令和2年の3年間の道路新設改良費、次に、同じ期間で都市計画費の街路事業費の予算ですが、見比べたいので伺えますか。よろしく申し上げます。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

平成18年度から平成20年度までの道路新設改良費は14億3,380万円、同期間の街路事業費は1億6,399万円になります。

次に、平成30年度から令和2年度までの道路新設改良費は7億2,266万円、同期間の街路事業費は3,761万円になります。

なお、令和2年度につきましては、当初予算になっております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 同期間を比較しますと、道路新設改良費は50%減、都市計画費も街路事業費は77%減です。あまりにも減り過ぎています。歩道がない箇所や危険な箇所を改良していく予算が減ってきている理由、そしてこの予算で足りていると認識されていますか、伺えますか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

平成18年度から平成20年度につきましては、中央幹線道路、穂波通線など、幹線道路整備事業費や用地取得費などに支出をしており、また合併が間もないこともあり、相対的に事業費が増大したものと考えられます。

しかし、今後は中央幹線道路の未整備区間や広域農道ルートなどの整備が必要になり、また安全対策事業や維持管理事業の費用も必要となりますので、国の交付金事業や県費補助を積極的に活用し、事業費の確保に努めたいと考えております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 市内ほかにも危険箇所がたくさんあります。ここに予算を割いて、市民が事故を起こさず安全に利用できるように真剣に対応していただきたいと思います。通過することに不安になる道路がたくさん市内にあります。事業費の確保に努めると伺いましたが、税金の使い道を変えればできるのではないかと思います。

全国的には交通事故は減っていますが、弥富市は冒頭にも言いましたランキングでよくないほうの一つ、よくないほうの1割に入るほどです。歩道の整備、道路の整備、大幅にこれらの予算を削っているところに原因の一つがあるかもしれません。

弥富市の都市計画マスタープランには、弥富駅、市役所周辺の拠点性の強化が求められているとあります。拠点性の強化とは分かりにくい言葉ですが、新市庁舎に来庁される市民や弥富駅を利用する市民の安全な交通をしっかりと整備することが拠点性の強化のスタートでは



ないかと思えます。

J R名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業ですが、今年度の3月に事業者側と覚書を交わす予定と発表されています。覚書を交わすと、中止した場合、違約金が発生すると聞いています。

同じく都市計画マスタープランには、歩行者、自転車のための環境整備として、利用に適切な幅員を確保すると示されています。交通の安全のための予算が減っている中で、J R名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業には約46億円、弥富市民の税金の負担は約28億円をかけようとしています。使うべきは市民の交通の安全・安心のために、言い方を変えますと、命の安全のために最優先に税金を使うべきではないかと考えます。

また、都市計画マスタープランには、市民の都市づくりに関する意向の変化等を考慮し、必要がある場合には適時適切に見直すこととするともあります。事業者側の負担があまりにも少なく、弥富市が大きな金額を負担するJ R名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業ですが、覚書は延期し、税金の使い道を適切に見直す時期だと考えます。覚書の延期も含めて、市長、総括いただけますか、お願いします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども御答弁させていただきましたとおりでございますが、また先ほど中六踏切のことが板倉議員のほうからお話がありました。こちらの踏切につきまして、私も弥富生まれ弥富育ちでございまして、幼少期からその踏切を利用しております。何も現状は変わっておらないのが今のある現状でございますが、歴代の方々、皆さん、そこの踏切、またその駅周辺の整備を考えてみえたと思うんですが、なかなかこれが手つかずのまま今日まで来ているのが現状であるわけでございます。

私はまずはJ R、名鉄の駅を整備し、それからまたJ Rと近鉄の間の周辺のまちづくりを行い、その次の段階でそちらのほうを取り組んでまいりたいと思っているところでございます。46億という大変大きなお金がございまして。覚書締結後は、先ほど申しましたように国へ要望し、また鉄道事業者にはもっと負担していただけるようにお話を申し上げ、また県にも何か補助してもらえないかということで頼んでまいりたいと思っているところでございます。どうぞ御理解を賜りたいと思えます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） J R名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業について申し上げたいのは、税金の使い方です。一度立ち止まることイコール弥富市の停滞になることではないと思えます。税金の使い方を適時適切に見直す時期だと認識していただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩し、再開は午前11時40分。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 10番 高橋八重典です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、2問質問させていただきます。

最近、認知度が上がってきたSDGs、持続可能な開発目標ですが、企業はもとより行政も積極的に取り入れられてきています。昨年の12月定例会の一般質問でも説明させていただきましたが、行政の事業はSDGsの17の目標のいずれかに当てはまり、意識することをお願いしたと思います。

今回の私の一般質問は、今モニターに出ているSDGs17の項目の11番目、住み続けられるまちづくりをに該当することを意識して質問させていただきます。

それでは1問目、市内公共交通の今とは題して質問していきます。

弥富市における公共交通の現状は、きんちゃんバス、鉄道、タクシーが主となっています。この公共交通で一応は市内を網羅していることになっています。しかし、公共交通空白地帯や公共交通の利用が現実的ではない地区が市街地以外で多く点在しているのが実態であります。例えば、南部コミュニティセンターから十四山支所まで行こうとした際、きんちゃんバスを乗り継いで移動すると約2時間程度の移動時間がかかります。今の時代、東京まで余裕で行けてしまう移動時間です。しかし、自家用車の移動があれば15分ほどです。公共交通を利用して移動するには、バスなどを駆使して移動するしかないのも現状です。

以前の私の一般質問の中で、十四山庁舎に勤務されている職員の中でバス通勤者は見えませんかと尋ねたことがありました。結果は予想どおりゼロで、誰も見えませんでした。理由は、市民が利用できない理由と全く同じで、時間が合わなく、特に帰りなど遅い時間にはバスの運行が終わっているためと回答されています。

また、バスではなくタクシーを利用すれば自家用車とほぼ同じ移動時間となりますが、料金がかかりかかって、あまり現実的ではありません。参考までに、愛知県タクシー協会が示している基本的な料金表からの計算ですが、大体ではありますが、鍋田地区の南部コミから弥富駅、市役所、海南病院までが約3,000円から3,500円ぐらい。鍋田支所から弥富駅、海南病院までで約2,500円から3,000円ぐらいが片道にかかる計算になります。

今の当市で市内公共交通を大きく担っているのは、やはりバスのきんちゃんバスです。この問題は長きにわたり問題提起され、議論されてきましたが、昨年からやっと見直しが本格

的に行われ、現在進行中です。

また、昨年の行財政委員会で先進地を視察した際、市側と私たち議員も見直しをするのに大いに参考になる視察ができ、現在の見直しにも取り入れられています。

今回、市内公共交通を取り上げたのは、大きく2つの理由があります。

まず1点目は、コミュニティバスはいつまでに見直しができるのか。2点目は、見直し完了するまで市民は待つことしかできないのか。この2点であります。よって、この2点を順に伺ってまいります。

まず1点目のコミュニティバスはいつまでに見直しができるのかから、きんちゃんバスの見直しについての現状を伺いたいと思います。

令和元年以降の交通網形成計画見直しに向けた基礎調査を受け、議論する会議が10月に開催されたと思います。今回の公共交通活性化協議会での見直しに対する方向性や時間について、今現在の決定事項及び今後の計画を伺います。

○議長（大原 功君） 安井市民協働課長。

○市民協働課長（安井幹雄君） 去る10月26日に本年度第2回目の地域公共交通活性化協議会を開催いたしました。

議題としまして、本年度中に見直しをかけます地域公共交通網形成計画について素案を示させていただきました。

その中で、基本方針1. 地域特性や利用特性に応じた使いやすい地域公共交通網の形成の(1)地域特性や利用特性に応じた改善として、令和3年度から南部、東部、北部の各ルートの公共交通網再編を順次計画的に進めていくことを説明させていただきました。

南部ルートの公共交通網再編の検討につきましては、現状の問題やこれまでに実施した意見交換での意見も踏まえ、南部コミュニティセンターや鍋田支所等主要な施設を拠点とし、通勤、通学需要に対応した市中心部への急行便の運行について、令和3年度に社会実験運行を実施することを明記しております。

その結果を基に本格運行に向けた運行計画を検討するとともに、移転してくる名古屋競馬場との連携も視野に、南部ルート全体の再編を検討することとしており、再編は令和4年度中には実施したいと考えております。

次に、南部ルートの再編から1年ずらしで東部ルートの公共交通網再編を、さらに1年ずらしで北部ルートの公共交通網再編を実施することを考えております。

ルートごとにずらしていく点ではありますが、昨年、各種調査やワークショップを行った中で、南部ルートが一番課題が大きいと感じたため、急行便を運行していく中で再編し、一気にやるのではなく、一つ一つワークショップを開いて皆さんの意見や交通事業者等の意見も聞きながら、じっくりと各ルートごとに取り組んでいきたいと考えております。

このような形で説明をさせていただき、再度来る12月24日に開催予定の第3回協議会で改めてお示しさせていただき、その後1か月程度パブリックコメントで意見募集を実施し、令和3年3月に予定している第4回協議会で最後の御審議をいただく予定をしております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今答弁いただいた内容で順次進められていくことは分かりました。

しかし、今公共交通を利用できない方々からすれば遅いと思えないと同時に、理解していただくことは難しいと思います。

しかし、とはいっても、今日明日で変わるものではありません。今後自分が公共交通を利用しなければならない可能性がある市民一人一人が真剣に議論の場であるワークショップなどに積極的に参加し、議論していただかなければ、行政主導で進めざるを得ないことも事実であります。バス利用は高齢者ばかりでなく、通勤や通学で利用したい市民も同じであります。

今特に直近の課題である地区として南部ルートが検討され、見直しに着手されています。しかし、利用できないと言われている当事者の市民で知らない方が多いのも悲しい事実であります。現にワークショップに参加されれば非常によい生の意見がいただけ、見直しが実のあるものになっています。地域公共交通活性化協議会の座長の山崎先生も、地域の状況をよく理解された意見が出ていますと感心されたくらいです。

南部ルートで2回行われたワークショップでの手応え、感想、市民から出た実際の意見をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 市民協働課長。

○市民協働課長（安井幹雄君） 昨年度の南部ルートのワークショップの感想ということでもありますので、前課長に感想などを確認いたしました。

昨年度は地域公共交通講演会を開催し、きんちゃんバスの歩みや公共交通の基本的な知識について講演を行いました。

また、きんちゃんバスに関する住民意見交換会として、弥富市の地域公共交通を考えるワークショップを、北部、南部、東部ルートごとに各2回開催いたしました。地域公共交通を考えるワークショップは初めてのことであり、不安な部分がありました。

1回目の開催では、現在バスを利用している方、今までバスを利用したことがない方がきんちゃんバスの利用方法や楽しみ方、またどうしてバスを利用しないかなどをワークいたしました。

2回目では、実際にバスに乗車していただいた上で参加していただき、地域の考え方を加味したバス停やルート、ダイヤについてワークを行いました。

皆様で楽しみながら、時には辛辣で厳しい御意見をいただき、これからのきんちゃんバス

を具体的にどのように発展させたらいいのかといった前向きな意見交換ができました。

地域公共交通活性化協議会の座長である山崎先生が、このワークショップでは本当にいい意見がたくさん出ていたとおっしゃっておられました。特に、南部ルートでは急行運行というところも結構案が出て、南部コミュニティセンターを学生に開放して、バスであそこまで帰ってきて、自習室を設けて夜遅くまで勉強して、親が南部コミュニティセンターに迎えに行くというやり方はどうだという意見も出たり、なかなか充実した会であったとおっしゃっておられました。

このワークショップの成果を市公共交通活性化協議会において、コミュニティバス事業を展開していく中で反映していけるとおっしゃったという感想を持ったとのことでありました。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今御答弁いただいたとおりであります。

今後も定期的に市民の生の意見をお聞きする場を積極的に提供いただき、一日も早い見直しが完結するようお願いいたします。

ここまではコミュニティバスの見直しの現状をお聞きしていただきました。

次に、2つ目の見直しが完了するまで市民は待つことしかできないのかについて伺っていきます。

まず、当市が現在提供しているサービス補助事業で、バスの見直しが完了するまで補うことができないか検証していきます。

では、現在提供されているタクシー補助事業を伺います。

心身障害者福祉タクシー助成について、助成を受けるにはどのような条件か伺います。

○議長（大原 功君） 大木福祉課長。

○健康福祉部次長兼福祉課長（大木弘己君） お答えいたします。

心身障害者福祉タクシーの助成を受けるには、身体障害者手帳の1級から3級の手帳の交付を受けている方や療育手帳のA判定またはB判定の手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の手帳の交付を受けている方が対象であります。

申請により年間48枚のタクシーチケットを交付し、通院や外出に際して指定されたタクシーを利用された場合、その料金の一部を助成しております。

なお、施設へ入所されている方や自動車税や軽自動車税の減免を受けている方、高齢者等福祉タクシーの料金助成を受けている方は対象外となっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） ここ3年間の実績からの平均ではありますが、年間延べ利用枚数は約9,000枚で、うちリフトつきが約750枚となっており、助成総額は約570万円となっております。

次に、高齢者福祉タクシー料金助成について、助成を受けるにはどのような条件か伺います。

○議長（大原 功君） 藤井介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 介護保険法第27条、第32条または第115条の45の規定により、要介護認定もしくは要支援者の認定を受けた方、または介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方となっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） ここ3年間での実績の平均で年間利用枚数は約9,600枚となっており、助成総額は約590万円となっております。

次に、免許返納者に対して3年間タクシー補助について、助成を受けるにはどのような条件か伺います。

○議長（大原 功君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 75歳以上の方で運転免許証を自主返納し、申請による運転免許証の取消通知書または道路交通法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付を受けた方になります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 昨年と今年の9月までの返納者数は60人と72人で合計132人。利用枚数は430枚と498枚で合計928枚となっております。

以前、免許自主返納を扱った際での数字は年間一桁の返納数でしたが、今回の数字を聞く限り、飛躍的に返納者数が増加していることに正直びっくりしております。

次に、今年からスタートした弥富市ささえあいセンター買い物支援サービスで支援を受ける条件を伺います。

○議長（大原 功君） 高橋議員、昼ですから、お答えを昼からさせていただきたいので、ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時にします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高橋議員。

○10番（高橋八重典君） お昼までになってしまいましたので、午前中のほうは市内公共交通の今と題しまして1問目を質問してまいりました。その中で、午前中の最初のほうにつきましては、市内のサービスをしております公共交通のタクシー事業について伺っている途中

でございました。

では、続きから質問させていただきます。

次に、今年度からスタートした弥富市ささえあいセンター買物支援サービスで支援を受けるための条件はどのような条件がありますか、伺います。

○議長（大原 功君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） ささえあいセンターを利用できる条件といたしましては、1つ、高齢者等については介護保険法に規定する要介護認定を申請中、または認定を受けた者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者の方。

2. 障がい者等については、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳または厚生省通知に規定する療育手帳の交付を申請中の方及び交付を受けた方、または難病対象疾患を証明する医師の診断書または特定医療費受給者証を所有している方。

3. 介護保険法に規定する介護保険サービス事業者並びに介護保険施設及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障がい者福祉サービス事業者並びに指定障がい者支援施設を運営する法人。

4. 住民組織、NPO等が実施する地域における高齢者等への支援を目的とする取組を行っている方。

5つ目として、前各号に定める者のほか、センター長が必要と認めた方となっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 当市のタクシー助成事業は、答弁いただいたとおり3事業と、買物支援サービスを入れれば現状4事業になります。しかし、各事業とも共通なことは、利用するに当たり、絶対に介護認定、障がい認定などの認定が必要であることです。

では続いて、高齢者及び介護認定を受けている人口を伺ってまいります。

当市の65歳以上の高齢者数、そのうち75歳以上の後期高齢者数はどれだけでしょうか。

○議長（大原 功君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 65歳以上の人口は、令和2年9月末時点で1万1,504人、そのうち75歳以上の人口は6,018人となっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 答弁から分かるように、令和2年9月末現在、65歳以上が1万1,504人で全人口の約25%、うち75歳以上が6,018人と高齢者人口の約過半数が後期高齢者で、弥富市全人口の約14%であることが分かりました。

また、介護認定を受けている人はどれほど見えますでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（大原 功君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 65歳以上の介護認定者数は、令和2年9月末時点で1,776人、そのうち75歳以上の介護認定者数は1,568人となっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今の答弁からも分かるとおり、65歳以上、人口の約15%、75歳以上の人口の約26%が介護認定を受けてみえることが分かります。

また、介護費用として年齢別での詳細はないとのことで、令和元年度の介護給付費支出額で29億6,114万6,379円となっています。

次に、75歳以上の人口増加見込みの予測を伺います。

○議長（大原 功君） 介護高齢課長。

○介護高齢課長兼総合福祉センター所長兼十四山総合福祉センター所長（藤井清和君） 2025年で7,013人、2030年で7,085人、2040年で6,748人、2045年には7,053人と予測しております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 5年後の2025年で7,013人と、今より約1,000人の増加が予測されています。その後、2045年までの20年で人口のうち約7,000人が後期高齢者になり、当市の人口が減少していく中、後期高齢者人口は推移され、結果として市全体での高齢化が進んでいくことが予測された数字が既に出されています。よって、今後間違いなく介護などを伴う費用が増加していくことは確実であります。

それでは、本市のコミュニティバス見直しが完了するまでもう待ったはできない市民に対して、これまで紹介した4事業の利用条件を緩和し、拡充するサービスが提供できないのかと考えます。

ここで、事例をまず御紹介いたします。

今年94歳になられた高齢者の方が、日常生活において加齢での通院以外はなく日常生活を送られておりました。介護を要するわけでもなく、畑仕事をされ、至って元気な方でした。ある日、自宅の敷居でつまずかれ、転倒し、動くことができず、病院へ家族が自家用車で何とか連れていかれました。結果、車椅子での生活を余儀なくされ、帰りは福祉タクシーを実費利用されました。

今度は、翌日の通院で福祉タクシーを往復利用され、実費で約1万円ほどかかったそうです。福祉タクシーチケットを利用すれば半額ほどで済むので申請を提案しましたが、介護認定、障がい者認定も受けられてみえないのですぐ申請許可が出ず、後日一から申請をし、認定を受けられ、現在はチケットを利用されております。



ここで疑問です。健康保険料や介護保険料などきっちり今まで納められてきた方が、いざというときに使えないのはいかがなものかと思えます。担当課は、ルールにのっとり事務手続を進め、認定許可をされ、まさしく正当なことです。しかし、高齢者となられ、34年もの間、健康保険以外は使用されず保険制度に貢献された方が、いざというときに利用できないサービスがあってよいのか。逆に言えば、高齢者の見本のような年を重ねられた方がなぜと思わざるを得ません。

ここで4点、タクシー助成事業の利用緩和と拡充を提案します。

1点目、今御紹介した事例も考慮し、まず申請されていない75歳以上の後期高齢者には、75歳を迎えられた誕生日までに無条件にタクシーチケットを贈る。

2点目、65歳以上の高齢者には、申請をしていただければ介護や障がい者認定がなくても申請利用ができるようにする。結果、自家用車の運転回数が減り、高齢者が絡む事故の軽減に努めていただくきっかけをつくることことができる。

3点目、さきの事例のように急を要する際は、領収書にて後日窓口精算にて対応できるようにする。

4点目、買物支援サービスについても、登録条件に高齢者世帯、独居世帯は登録可能にする。

まず、予算面を考慮せずに、今申し上げた4点の利用条件緩和と拡充はできるのではないのでしょうか。お答え願います。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

1から3につきましては、予算を全く考慮しなければ可能であると考えますが、4の買物支援につきましては、現在は2台で運用していますので、車の台数と平日限定という稼働時間の制限からしますと、全てのニーズに対応することは難しいと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 4点目もまだ始まったばかりで実績もありませんので、難しいという概念は捨てていただいて、やった結果、車が必要であれば増やせばいいと思います。

こういったことも踏まえて、この4点の利用条件の緩和と拡充をすべきか否か、安藤市長にもお聞きします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 4点の利用条件緩和につきましては、全て一斉に行うということは財政面的にもかなり厳しいと考えます。まずは現行の要綱等を精査し、それぞれの制度の中で困っている方々に支援できるよう利用条件を設定していくことが必要と考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 先ほど、まず予算面を考慮せずにと申し上げたにもかかわらず難しいというのは、多分予算面でおっしゃってみえるかと思いますが、実際にチケットを付与された方全てが全部使用されるわけではないと実績の数字が物語っております。仮に全部利用していただいたとしたら、その事業は意味をなしてくるはずです。

質問に悪意はございませんが、今の制度を調べれば調べるほど、何かと認定の場合などの認定という文字が説明概要など資料に躍ります。とにかく、介護や障がいの認定ありきにししか見えませんが、高齢者は何らかの認定を受けていなければならないのか。三、四十年前の高齢者と今の高齢者は全く違いますが、何か理由があればお聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 現状では、それぞれの要綱の目的にもございますが、現在のタクシー料金助成事業につきましては、介護や障がいなどの福祉施策の観点から制度設計がされています。そのため、申請者が一定の条件に該当していることを確認するために基準を設けております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） これらの制度を緩和拡充した際の予算を市側、特に市長は一番、先ほど申し上げましたが、心配されていると思います。

実際に付与したタクシー関連事業でのチケットがどれほどの割合で使用されているかというと、令和元年度実績で945人が申請をされ、1万803枚使用されたとのことでした。単純に今の数字で計算しますと1人約11.4枚、一般福祉タクシーで668万3,670円となっております。昨年まで1冊24枚つづりでしたので、約半分しか使用されていないこととなります。ちなみに今年度から1冊36枚に変更されております。単純計算で668万3,670円割る1万803枚は618.68円、約1枚当たり620円となり、後期高齢者全体が平均12枚使用したと仮定しますと、620円掛ける12枚掛ける6,000人、そうすると4,464万円、約4,500万円で、倍の24枚の利用があったとしても約9,000万円で、今のコミバスの予算とほぼ同じぐらいになってきます。

この金額が高い安いの議論は必要になると思いますが、決して実現不可能な数字ではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 現在のコミュニティバス、きんちゃんバスにとって代わる代替手段として考えれば可能な予算であると考えますが、やはり公共交通の予算とセットで検討していく必要があると考えます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 公共交通とセットでという御答弁をいただきましたけど、その公共交通に待たができない方々について今質問をさせていただいていますので、セットで考

えてもらおうと前へ進まないんですね。

そういったことも踏まえて、この数字を考慮した上で市長のお考えを伺いたいと思いますが。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど担当部長が御答弁いたしましたとおり、通院や買物など日常生活の足としての利用と考えておりますとやはり、繰り返しになりますが、公共交通の予算とセットで考えながら検討していく必要があると思います。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 地域公共交通に関する補助金で利用できるメニューが国や県にはあると思います。財源がないで終わるのではなく、もっと積極的な補助メニューを探しに、特に国や県に通っていただき、財源確保をしていただきたいと思います。

ここまで、提供されている4事業の緩和と拡充について伺ってまいりましたが、タクシー補助事業について根本的に見直しをしていただきたい点があります。今回この質問のある意味一番の肝であります。それは、冒頭にも紹介しましたタクシー料金の利用者負担です。ここからは、特に該当地区の住民になった気持ちで答弁をいただければと思います。

まずは、例を挙げて説明をさせていただきます。愛知県タクシー協会の日中の基本料金を基にすると、普通車が約1.2キロまでの初乗り料金が600円、その後、251メートルごとに110円の加算とされております。一部例外もあるとのことですが。

当市のタクシー助成制度は、市街地での利用であれば初乗り料金の補助は利用しやすい制度であると思います。

では、市役所や病院、駅から遠い鍋田地区から1人で利用されたと仮定します。そうすると片道約3,000円の負担になり、1度出かけて帰宅するには約6,000円の個人負担になる計算になります。税金は平等分配する原理は分かりますが、市役所や駅、病院に比較的近い人のみに有利な制度となっています。よって、今回私は、タクシー補助事業の趣旨からすれば、もう少し市民1人当たりの負担を平準化すべきと考え、市内の移動に限り、初乗り料金と初乗りから出た料金を利用者が選択して支払いができる方法に変えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 本市は地形的に南北に長いため、栄南学区と桜学区を比較すると自己負担額がかなり違うことは理解できます。しかしながら、財政面からすると初乗り料金を超えた分を市が負担することはかなり厳しいと考えますので、支払い方法の改定は難しいと考えます。

そこで、現在は1回の乗車で1枚しか利用できない形となっておりますが、これを心身障

がい者福祉タクシーと同じ形にして、1回の乗車で2枚以内の利用可能にして利便性を図ってまいりたいと考えております。

また、本市におきましては、車の依存度も高いことから踏み間違いの安全装置設置に対する助成制度も行っておりますので、それぞれの状況に合わせて選択をしていただければと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今の部長の答弁ですと枚数使えるのが増えますということだったんですが、それには認定をされなきゃ駄目ですよ。あくまでも認定ありきでの話でしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 先ほど御答弁申し上げましたが、高齢者とかが障がいにつきましては、認定を前提での使用条件となります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 私の質問の趣旨とはちょっとずれているような気がしますが、健康な方で車とかが運転できなくて困っている方について今質問をさせていただいていますので、その辺を踏まえて市長には御答弁いただきたいんですが、タクシー補助の平準化について、市民が未来に夢と希望、安心を持てるような答弁を市長に求めますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 高齢者が安心して暮らすことができる社会を実現するために、買物や通院などの日常生活を支える移動手段を確保することは重要な施策の一つであると認識しております。御提案いただきました高齢者を対象としたタクシー利用料金の助成ですが、他の自治体でも助成については重い財政負担が課題となっている実態がございます。

本市でも将来にわたり持続可能な制度の構築という考えの下、まず既存の公共交通を高齢者にとって利用しやすいものにする取組を進めているところでございます。その取組と一体的に考えさせていただき、バス部分とそれを補完するタクシー等の移動手段の枠組みで運用を検討していかなければならないと考えております。

また、高齢者の方が住み慣れた地域で健康長寿を延ばしていけるよう、フレイル予防事業等を検討しております。介護を受けない体づくり、また介護からの卒業という大きな目標が持てるような予防事業に取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、市長のほうから答弁いただきましたが、今日私、冒頭にもSDGsの11番目、住み続けられるまちづくりをというのに該当するというのを最初に宣言

させて質問させていただいておりますが、あまり持続可能などということは今市長も答弁の中でおっしゃっておられましたので、まさにSDGsのこれに当てはまることですので、予算がないからできないとかそういうことではなく、実証実験も含めてまずチャレンジをしていただいて、結果駄目なら仕方がないと思うんですよ。まずチャレンジをしていただくことで、時間を置かずして早期実現に導いていただきたいと思います。

最後になりますが、市長の市内公共交通に関して長年の課題をどのように完結するのか。今回提案させていただいたことの実証実験も含めた安藤市長の総括をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） コミュニティバスにつきましては、平成22年の実証運行より、市民生活と地域を支える持続可能な地域公共交通の確保・維持を目指し運行を行っております。これまでには全ルートを海南病院に乗り入れするなど、市民ニーズや利用者特性を考慮した利用者に寄り添った運行改善を行い、利用者も年々増加してきております。

しかしながら、改善する中でいろいろな課題が出てくるわけでございます。先ほど市民協働課長が答弁いたしました。現在、弥富市地域公共交通網形成計画の見直し作業を行っているところであります。

今回の見直し作業に当たり、昨年度には市民アンケート、各種調査、地域公共交通講演会、ルートごとのワークショップを開催して、市民の皆様が求める公共交通の利便性、効果的な運行方法など様々な御意見をいただきました。市民アンケートやワークショップでは厳しい御意見もいただいておりますが、新しい発想の御提案もたくさんいただいております。これらの御意見等も踏まえ計画の見直しを図っていくこととなりますが、やはり重要なのは市民の声であります。今後も市民の声がいただける機会を設け、運行改善につなげていきたいと思っております。

また、高橋議員からはこれまでも多くの御意見、御提案をいただいております。今回も4つの御提案をいただきました。本市の地域の特性も踏まえ、利便性の高い持続性のある公共交通機関、また市民の移動手段の確保のためにも大胆な改革が必要であると考えております。

令和3年度には、南部ルートにおいて通勤、通学需要に対応した市中心部へ急行便の社会実験運行を実施するとともに、南部ルートの再編を検討し、その後も東部ルート、北部ルートと順次公共交通網の再編を実施してまいります。市民の皆様にご満足いただける公共交通となるよう努めてまいりますので、議員各位にはお力添えを賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） とにかく、当市は鉄道以外の市の公共交通に関して、もう待てない市民が日々増加しているということは間違いございません。市長の残りの任期もあと2年

ですので、この問題を必ず完結していただきますことを切にお願いをしまして、1問目の質問を終わります。

それでは、2問目に入らせていただきます。

2問目は、弥富市内縦貫道整備について、市内の南北道路整備事情を伺ってまいります。事務局、お願いします。

ちょっと地図見づらいですが、最初に穂波通線から弥富市中央幹線4号まで伺ってまいります。

この中央幹線1号から4号はどこの路線かという、日の出橋から南下した交差点、鎌島二丁目交差点から湾岸下まで続く中央幹線です。また、鎌島二丁目交差点から日の出橋までの市道鎌島33号線、日の出橋から北の国道1号線までの穂波通線と市道鎌島33号は弥富市中央幹線ではありませんが、弥富市の南北を縦断する重要幹線道路であります。

このほかに、市内で南北を縦断している道路は県道66号、71号線の蟹江飛島線、西尾張中央道、名古屋西港線、通称西尾張中央道となっております。鍋田川堤防の県道103号、105号線、富島津島線の計3本であります。

しかし、近年の南部地区の開発、コンテナバースの整備に伴う大型車両の増加で交通量の増加と渋滞、結果、朝夕の通勤時に生活道路まで進入され、住民は交通災害でしかありません。鍋田川の堤防の県道富島津島線は、通行するには道路事情は決してよいわけではないですが、朝夕の通勤時の抜け道に利用する方が増加しています。将来的には、国道155号線の南進が完成すれば解消されると思います。しかし、西尾張中央道に関しては、朝夕の通勤時間帯は常に渋滞となっており、キャパを超えております。

そこで注目するのが穂波通線と市道鎌島33号線及び弥富市中央幹線1号から4号です。現在この路線で大きく2区間が完成に至っていません。

まず、1つ目の未整備区間を持つ穂波通線についてですが、この穂波通線については以前からも他の議員による質問がなされてきました。確認も含めて伺ってまいります。

事務局、お願いします。

穂波通線の総延長と現在の整備区間と未整備区間はどれだけでしょうか伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

穂波通線の総延長は1.3キロになります。そのうち完了区間延長は1.1キロ、未整備区間0.2キロメートルになります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 未整備区間は、国道1号線から南下し、金魚市場隣までの区間の認識でよいでしょうか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、未整備区間は、国道1号沿いのドラッグストアから金魚市場付近の0.2キロメートルとなっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 次に、この未整備区間の今後の整備予定をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

今年度、地権者の方の協力をいただき、1件の用地買収を行っております。来年度以降も未整備区間の早期の供用開始に向けて地権者と交渉を行い、道路整備を進めていきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 同時に、国道1号線の接続をどうされる予定でしょうか、お伺いします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

国道1号と穂波通線との接続は、国道1号に穂波通線が取り次ぐ丁字による交差点となります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） この接続を信号交差点に予定されていると思いますが、すぐ西側に三百島交差点があり、約130メートルほどしかないため信号設置要件を満たさず、三差路の丁字路になります。

しかし、交通量からすれば信号交差点で接続するしかないと思いますが、どのようにされるか、お考えをお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 交通量の推計により、この交差点は信号機を設置する予定でございます。このことにより、三百島交差点に設置してあります信号機との間隔が130メートル程度と短くなるため、三百島交差点を無信号交差点とし、この信号機を穂波通線との交差点に移設することになります。

なお、交差点改良に伴う計画協議は名古屋国道事務所と協議済みであり、また公安委員会とも事前協議済みとなっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 問題もあると思いますが、今後市内の縦貫道の一翼を担っており

ますので、早期に問題を解決し、完成を目指していただきたいと思います。

次に、2つ目の未整備区間を持つ弥富市中央幹線1号から4号について伺います。

弥富市中央幹線1号から4号の各区間と距離を伺います。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

初めに、市道中央幹線1号線の区間ですが、鎌島二丁目交差点から間崎2丁目交差点までの延長約2.4キロになります。

次に、中央幹線2号線の区間ですが、間崎2丁目交差点から国道23号の南にあります三好五丁目交差点までの延長約1.2キロメートルになります。

次に、中央幹線3号線の区間ですが、三好五丁目交差点から弥富市のびのび園北の押しボタン式信号機のある交差点までの延長約1.1キロメートルになります。

最後に、中央幹線4号の区間ですが、弥富市のびのび園北の押しボタン式信号機のある交差点から伊勢湾岸自動車道下の鍋田中央交差点までの延長約1.5キロメートルになります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 現在、未整備区間を抱えている路線と、各未整備区間と距離を伺います。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

未整備区間であります路線は、市道中央幹線1号線と市道中央幹線2号線になります。

市道中央幹線1号線の未整備区間は、間崎2丁目交差点の北にあります鑄造工場から間崎2丁目交差点までの約0.4キロメートル。

次に、市道中央幹線2号線は、間崎2丁目交差点から三好五丁目交差点付近までの約1.1キロの総延長約1.5キロが未整備となっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） この区間について、様々な事情で未整備となっていると聞いております。しかし、今となっては以前の理由はともかく、整備を進めるべき主要幹線となってしまっています。

よって、この未整備区間が今後どのような計画になっていくのか伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） 今年度、市道中央幹線2号線におきまして、国道23号三好交差点から南の三好五丁目交差点付近までの整備を着手しております。来年度にはこの区間の整備が完了いたしますので、議員御指摘の未整備区間につきましては、引き続き整備に向けて事業を進めてまいりたいと考えております。



○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） この未整備区間も、さきに申しましたが、様々な問題があると思いますが、解決し、早期の整備完成を目指さなければならないことも事実であります。

そこで、ここまで伺ってきた穂波通から中央幹線4号までの総延長を改めて伺います。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

穂波通線から市道鎌島33号線、市道中央幹線1号線、市道中央幹線2号線、市道中央幹線3号線及び市道中央幹線4号線までの総延長は約8.3キロになります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 未整備区間は総延長の何割で、距離はどれだけになるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

未整備区間の総延長は、穂波通線の未整備延長と合わせて1.7キロメートルになり、総延長からの割合としては約2割が未整備区間となっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） やはり当市が今後発展していくための主要幹線道路であることは間違いありません。当市は、東西に横断する高速道路、国道、渋滞する国道1号線の一部を除き比較的整備され、道路事情はおおむねよいと感じます。しかし、南北を縦断する幹線道路、国道155号の南進も含め未整備な道路が多く、非常に道路事情は悪いと感じます。

今回、取り上げている南北の路線に関して、全くの新設ではなく今ある道路を整備することなので、比較的新設に比べれば早期完成は無理でないと思います。さきの答弁からも分かるように、未整備区間も総延長からすれば残り僅かなので、早期完成に尽力いただきたいと思います。

最後に、この路線の重要性と未整備区間を早期完結させることについての市長の考えと、今後の市内主要幹線道路整備についての総括をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 本市の東西軸として、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、国道1号、国道23号などの広域道路幹線道路や、新政成弥富線、名古屋十四山線などの地域幹線道路ネットワークが形成をされております。

一方、南北軸を考えますと、西尾張中央道、富島津島線などがあり、名古屋第3環状線を事業着手しておりますが、明らかに東西軸に比べ脆弱であります。

これらを踏まえすと、本市を縦断する穂波通線から中央幹線4号線までの整備は、国道

1号、国道23号など東西軸の広域幹線道路に接続する地域幹線道路としても重要な路線でございます。今後も整備に向けて事業を進めてまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 結びになりますが、今回の一般質問は市内公共交通と主要幹線道路整備について質問させていただきました。

2問とも市民生活において重要性が高い問題であると考えますので、一日も早い問題解決と事業の完成を目指し、強い意志で取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩し、再開は午後1時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時38分 休憩

午後1時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 9番 加藤克之でございます。

一般質問をする前に、少し議長のお許しをいただきたく題目を述べさせていただきます。

市内におかれましても、市民の方もコロナの状況が増えつつある状況の中でございます。

そういう意味で、緊急ではございますけど、市の見解と今後の運びのコロナ対策の意見の質問をさせていただきたいんですけど、議長、よろしいでしょうか。

○議長（大原 功君） はい、いいですよ。

○9番（加藤克之君） ありがとうございます。

当市におかれましても、いよいよ12月に入りまして紅葉の色も鮮やかになりましたし、また11月の中旬から以降は、フロストムーンという満月が非常に明るさをともしている景色となりました。

そしてまた、この議場におかれましてもポインセチア、愛知県の生産第1、花卉組合、そして弥富市におかれまして花卉組合の皆様方もこのように提供していただきながら、県から、そしてまた市からと、補助事業をされている恩恵を感謝の気持ちでこの議場にと置かれている状況でもございます。

そういう意味で、この新聞紙上等たくさんコロナの感染者が多い中もございます。弥富市もこの2週間の間で25名ほど一気に増えている状況の中でございます。先ほど、今日の朝方の議長の発言のとおり、市民の不安を安心感に変えていかないといけない、このようなコロナ対策だと思ふ次第でございます。これから年末、年始、そしてまたPCR検査等もいろいろ

ろ加味しながら考えていけないといけないかなと思う次第でございます。

そういう意味で、人間の言葉の中で常日頃からは市長も安心・安全、生命を守っていくんだというわけでございます。非常に今回のコロナの状況は緊急でございますけど、一度市のこれからの対応策と、そしてまた事の運びをお伺いさせていただきます。

常々、皆様におかれましても、市長は5月13日から5月21日をかけながら、最後11月27日も市長の動画が配信されておられます。その中の11月27日の発言の中でも第3波は認識をしているという中でございます。やはり我ら議員として、職員と皆様方も市民も同じ気持ちだと思ふ次第でございます。それをしっかりと認識をしながら話をしていき、そしてまた動画を流していただきながら年末年始、そしてまた新年という明るいお正月を迎えていただきたいのが市民の旨だと思いますので、この旨をいろいろと思ひながら、簡単ではございますけど質問をさせていただきたいなあと思ひます。

そういう意味で、この数日間、感染者が弥富市増えております。副市長にお伺いをさせていただきます。

今は数日間におかれましてこのような状況でございますけど、どのようなお考え、どのような思ひでおられますか。答弁お願いいたします。

○議長（大原 功君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 御答弁をさせていただきます。

私は本市の新型コロナウイルス感染症対策の本部長をしておりますので、現在の協議事項等々について御報告をさせていただきます。

1点目は、現在国ではひとり親世帯臨時特別給付金を予備費として活用して、年内に支給をするよう協議がなされております。本市といたしましても、この給付金を年内に支給できるよう現在この手続を進めております。

2点目は、新型コロナウイルス感染症のワクチン予防接種費用を無料とすることなどを盛り込んだ改正予防接種法が成立をいたしました。来年初頭にワクチンの供給がされる可能性がございまして、このワクチンを市民の皆様にも円滑に接種をできるよう、現在この準備を進めております。この補正予算をできれば12月最終日の議会に追加上程をさせていただき、議員の皆様のお賛同を得、この予算を成立させたいと思っております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 今、副市長の答弁がございまして、年内におかれましてのその対策、そしてまたワクチン予防接種、年内にも円滑にと、補正予算で今議会で進めていくという話でございます。これもひとつ国と連携を取りながら、また県とも連携を取っていただきましておるわけでございますので、補正予算の追加上程を出していただきまして、事の運びを進めていくことは大事かなあと思ひますので、どうかそのような対策をしっかりと取り組んでい

ただきたいと思う次第でございます。

また、海南病院との連携状況も進めなければならないと思います。最近でございますけど、ここ数日海南病院さんとの情報共有等は、副市長、されておられますか、お伺いさせていただきます。

○議長（大原 功君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 海南病院の連携につきましては、私ども、市内でそういうような患者が発生した場合については、海南病院さんの御協力を得られるようにしております。今後とも引き続き、海南病院さんと連携をしながら市内の感染症予防対策に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） そういう意味で、連携というのは常日頃医師とは大事な部分でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、弥富市内におかれましてPCR検査、医療機関というのはどのぐらいございますか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 副市長。

○副市長（村瀬美樹君） お答えをさせていただきます。

現在、6の診療機関がこの検査をしていただけるようになっております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市内6か所というわけでございますので、しっかりと6か所、いろいろな情報はあるかと思ひますけれども、市民対応していただければなあと思う次第でございます。

そしてまた、PCR検査については、医療機関に対しまして非常に緊急に切迫している状況の中で医師、また看護師さん共々頑張っておられるわけでございますが、市としても新しい提案、新しい考えもやはり助成していくのも大事ではなからうかなあと思ひます。

提案させてもらいますけど、当然のことよく話が出るかなあと思ひますけど、それを角度を変えて言ひますけど、やはり医療機関に対して、6か所弥富市はあるというわけでございますので、その協力金として1人当たり1万円でもいいですから支給していくとか、またよくあるのが受診者の方についても同等に助成をしていくか、支給をするのかと、そういうことも今後対応しなければならない話かなあと思ひます。やっぱりそういうことによって、口で医療者、看護師さん、従事者に対して感謝の念があれば、やはり少しでも弥富市に携わっている医療機関6か所の関係の部分に当たりましてそのような考え方も持っただけるといいかなあと思ひますけど、お伺いをさせていただきます。

○議長（大原 功君） 副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 御答弁をさせていただきます。

現在、医療機関に対する助成につきましては、国のほうでしっかり議論が進んでいるところでございます。本市としてやれることが国から指示等ございましたら、その節は適切に対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） そうですね。そういうことだと思いますので、しっかりと対応していただく部分を酌み取っていただきたいなあと思います。

また、皆さん方におかれましても、関心のある緊急でコロナ対策もしなければならない市長も副市長もと、教育長も含めながら三位一体で動いていただかないといけないと思いますので、どうかその旨をしっかりと受け止めていただきまして、市民に安心感のある、そしてまた不安を解除できるように、そのような形でコロナ対策をしていただきたいなあと思う次第でございます。

防ぐこと、そしてまた蔓延を増やすことなく、年末年始にかけましても対応をしっかりと酌み取っていただいて、スピード感を持ってこの旨を対策していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

緊急でございまして大変失礼でございますけど、次の質問をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

子供及び妊婦への予防接種の助成の依頼をさせていただくわけでございます。

さて、今年度におかれましても、全国各地におかれましても、重症化のリスクの高い高齢者の無償化は、愛知県をはじめとする群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、山梨県と含みながら、そしてまた大阪府、徳島県、香川県、高知県と福岡の11都府県では、市町村が65歳以上の基礎疾患のある、また60から64歳までを対象に行う助成に上乗せをし、自己負担をさせていただいております。

さらに香川県では、無償化に該当しない方々も中学生以下も含みながら一部の補助をしておられます。なお、小学校6年生以下では、無償化したのは岡山県、山口県でもございます。同じように、富山県では対象者に1回3,000円の助成をし、滋賀県では65歳以上、基礎疾患のある60から64歳、中学生以下、妊婦を対象に1回1,000円を助成し、地方創生臨時交付金の活用に政府は活用可能を行っておられます。

その中で、当市におかれましても第2期弥富市子ども・子育て支援計画事業も策定されておられます。基本理念として、市長も述べておられますけど「子どもの未来をはぐくむまち・弥富」を掲げ、心身に健やかな子供の成長を支援、また質の高い一体感のある教育・保育の推進体制の整備機関、切れ目のない安全・安心な子ども・子育て環境づくり、保育ニーズに対応した子育て環境整備、職業生活と家庭生活との両立に関する施策の推進の6つの点

を中心にまとめておられます。子供の最善の利益が実現される社会を目指すと今回も書いてあるわけでございます。その中で、やはり実現をすること、必ずやっていくこと、そういう意味での今回の質問をさせていただきます。その中でしっかりと御答弁、またよき明るい意見を出していただきたいと思います。

1つ目、県内自治体でのインフルエンザ予防接種の取組状況をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えをいたします。

愛知県では今年度、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、予防接種法に基づき市町村が実施する高齢者等に対するインフルエンザワクチンの定期接種事業に対し、その自己負担相当額分を市町村に補助することとなりました。これによりまして、県内の全ての市町村で、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方で心臓や呼吸器等の特定疾患がある方につきましては、自己負担なしで接種できるようになりました。

また、高齢者以外の任意接種について助成を行っている市町村は、現在愛知県内で22市町村ございます。名古屋市では生後6か月から小学2年生を対象に、接種回数2回までで1回につき1,000円を、妊婦につきましては1回接種で1,000円を助成しております。また、大府市では中学3年生と高校3年生年齢相当を対象に、1回接種で2,000円を助成しています。

県内全体で見えますと、小学生は2回接種で、中学生は1回接種とし、1回につき1,000円を助成している市町村が多く見受けられます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 県内自治体のインフルエンザ、22の自治体が行っておられるというわけでございます。

当市におかれましても、この状況を見ながら事の運びをしなければならないと考えます。その中でも、金額も1回当たり1,000円、また妊婦もということで入ってまいりました。他の自治体では当然のごとく、昨年質問しましたけど、中学3年生、そしてまた大府市は高校3年生を対象にというわけでございます。大変1回の接種でこのような負担も市からの助成してもらえらるうちに住んでもらえる状況をつくっている環境だと考える次第でございます。

次に、近隣の自治体と助成内容のお伺いをさせていただきます。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 海部管内でインフルエンザ予防接種の助成を行っている自治体は、あま市、蟹江町、大治町、飛島村の4つの市町村でございます。

このうちあま市と蟹江町では、1歳から小学6年生までは2回接種、中学生は1回接種で1回につき1,000円を助成しています。また、大治町では、生後6か月から中学3年生までと妊娠届け書を提出している妊婦の方について、1回接種で1,500円を助成しています。ま

た、飛島村では、13歳未満は2回接種、13歳以上65歳未満は1回接種で1回につき1,000円を助成しております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 近隣市町、あま市、蟹江町、大治、飛島、蟹江町、飛島村も率先して早くから取り組んでまいりました。市民の声は近隣のまちのお話はよく聞こえる状況に今はなっておられます。その中で大治町は妊婦までということで、いよいよこのような近隣市町も対応をなされておられます。

そのことを踏まえながら、次の質問もさせていただきます。

当市の子供の予防接種の助成の内容と、そして明確なる予算的なお話、お伺いをさせていただきます。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 1歳から小学6年生までは2回接種、中学生は1回接種で、それぞれ1回につき1,000円を助成しますと、接種率70%としまして約800万ほどの予算が必要となる見込みでございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 大体約70%で約800万円の数字も出ておられると。これも部長、市長、副市長、また課長をはじめ、しっかりと予算の金額をうたって何とかしようという数字が出てきたかなあと思う次第でございます。大変前向きな予算的な話だと思いますのでよろしいかと思いますが、もう一つ続いていきたいと思えます。

先進地では、妊婦の方へも助成をしております。当市においてもこの妊婦の方への助成の内容、そしてまた予算の内容をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 妊婦の方につきましては、妊娠届け書を提出している方で、接種率を70%としますと、1回接種で1,000円を助成しますと25万円ほどの予算が必要となる見込みでございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） これも70%ぐらいということで、妊婦の方の1回の接種と、そしてこの予算的なものの数字も出てまいりました。想定の人数掛けることの25万円程度だというわけでございますが、生命の誕生も、そしてまた皆さんよく言われるとおりに、少子高齢化の言葉のごとく、その4文字の言葉は永遠にこれからは付き合っていく行政手腕だと思います。

そういう意味で、同様に考えていく上では生命の誕生も約300人ぐらい考え、そして高齢者もそれと同様、三百何人から400人ぐらいは増えてくるということは、年齢がもうデータの分かるわけでございます。現実にこのことを踏まえて、少子高齢化という言葉の口先で

はなく、しっかりとその対応策をしなければ、市民はこのまちに住める状況をつくらないといけないと思います。

そういう意味で、この4月27日からは当市はコロナ対策としても、出産祝い金も出られます。そういう意味で、お祝いもしながら生命の誕生をサポートする妊婦さんにもそのような運びをしていただいておりますので、この旨もしっかりと続けていただきたいなあと思います。

最後に、このお話を順番にお話をさせていただきました。子供、妊婦、予防接種の助成金に当たりまして、安藤市長の心意気と、そしてまた前向きな決断をお伺いさせていただきます。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 現在、新型コロナウイルス感染の終息が見通せない厳しい状況でございます。改めて市民の皆様をお願いを申し上げますが、マスク、手洗い、消毒、3つの密を避ける、不要不急の外出は避けるといったような感染予防対策にどうぞ御協力のほどよろしくをお願いを申し上げます。

コロナの状況が大変厳しい中でございます。子育て世代の経済的負担を少しでも軽減するため、来年度から1歳から中学3年生までと妊婦の方を対象に、先ほど部長が答弁した内容でインフルエンザ予防接種の助成を検討してまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市長の来年度に行っていくというわけでございます。当然のごとく、来年に行っていただく、そのような現実的な言葉を積極的に聞かせていただきました。

そして、その中でも先ほど経済的負担の軽減ですね。このコロナの収入の減収に当たりまして、市も4日に総務部長が答弁されまして、10%ぐらい見込みで減るんじゃないかと。もっと減るんじゃないでしょうかね。そういうような考えがしますので、しっかりと総務部長、いま一度職員と、また地域を見据えながらお話をして見込みを、思い切って本当の数字を言ってもいいかなと思いますよね。

ですから、やはり不安を市民に与えない状況もつくっていくのも大事だなあと思っておりますので、そういう意味で各家庭も弥富市におかれましては1万8,252世帯あるわけでございますが、このコロナでの収入減、そして子育ての皆様方の収入減、経済的な負担を鑑みていただきまして、市長は現実に保護者の方に対し、そして子育て世代に対して実感のある切れ目のない支援政策をやっていただく方向で来年度から向かうというわけでございますので、どうか弥富市の医師会、特に弥富市で受ける方は弥富市の病院で受けさせていただいて、そしてまた医師の医療体制も少しでも医療の先生、看護師さんたちにも喜ばれる状況をつくり上げていき、助成の対応がよかったなと思われるように進んでいただきたいなあと思う次第でございます。



ます。

子育ての環境は常日頃から社会事情でも変わってまいります。皆さんが思うとおりに今年の2月から、3月からと一気に大きく変わってまいりました。そういう意味で、この令和3年、引き締めて経済状況、収入、支出、考えないといけないと思いますので、どうかひとつこのように子育てに対しての環境整備をしていただくことに常々前向きな今後もお話を市長、副市長していただき、また教育長におかれましても、またこれからの学校教育での親御さんのお話をしていただきたいなあと思います。

本日の一般質問に当たりまして、これで収めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 暫時休憩し、再開は午後2時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時09分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

それでは、2点について一般質問させていただきます。

最初の画像をお願いいたします。

冒頭でございますけれども、この映像を見て、まず市長さん、どういう感想をお持ちになるかお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今の映像でございますが、地震の後でしょうかね。天井板が落下したような、そんな映像と見ました。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） これは、もう一度ちょっと出していただければありがたいんですが。

この写真は、2016年の熊本地震の避難所である体育館の天井が落ちてしまったと、こういう写真が出てまいりましたので、今日皆さんに見ていただくということで持ってまいりました。

それで質問でございます。十四山スポーツセンターの天井板について質問させていただきます。

2011年3月11日に発生した東日本大震災から、早いもので来年3月には10年を迎えます。このときの映像では、どこかの空港の天井板が雨のように降ってくる様子がニュースとして

放送されました。翌年の2012年12月には、山梨県大月市の中央自動車道笹子トンネルの天井板が崩落し、9名の犠牲者が出ました。つまり、上につり下げられているものは落下する危険があると考えたほうがよろしいのではないのでしょうか。たしか、名古屋高速東山線の東山トンネルも長期間の通行止めをして、昨年撤去したと記憶しております。

現時点で十四山スポーツセンターの天井板は、危険を予知したのか落下防止用のネットが張られております。先週、担当課長に許可をいただき、天井裏の実態調査をさせていただきました。確かに下から天井を眺めますと、既に変形した天井板が30枚ほど見受けられます。下から見ておると落下の危険を感じる場所があります。天井裏から取付け状況を見る限り、私が見た目では平常時には落下してくることはないと感じました。

しかし、熊本地震の写真のとおり、この状況を見ますと同様の地震が起こった場合、十四山スポーツセンターも同じような天井板であり、同じような恐らく構造で取り付けられておると思いますので、また同じような震度6、7という状況が起こればこのような状況になるのではないかと想像をするわけでございます。

この天井板は、天井裏からも見てまいりましたけど、グラスウールを圧縮させた、一般の家庭で言いますと天井裏とか壁の中に入れておる断熱材、これを硬く固めたようなものがございますので、これ自体は仮に落ちてきても大けがをすることは思えません。ところが、この天井板、グラスウールの塊を固定してある、留めてある金具は全て金属製でございます。アルミまたは軽量スタッドと言われる金属製の棒状のもので、これが多く使用され、当たれば大けがは避けられないと思います。

この十四山スポーツセンターの天井は、図面から見ますと、天井高、高さ16メートル、周囲でも10メートル、ビルならば5階に相当いたします。ですから、ちょうどここが5階でございますので、この高さから1階のフロアへ物を落とした、こんな状況ですから、多分大けがは避けられないと思います。まして加速度がつきますので、このような状況を放置しておるのが現状であります。現状のネットですね、ネットが張られておりますけど、これがどの程度の想定をされて張られたネットであるのか。

また、このほかの施設、十四山スポーツセンター以外の施設、社教センター、福祉センター、白鳥コミュニティセンター、南部コミュニティセンター、全部でたしか私の調べによりますと残り5か所の体育館が天井が撤去していないように思われます。

あとの4か所は、天井板が石膏系の材料で造られております。ここの天井も多分同じような材質ですが、これは1平方メートル当たりの重量がかなりありまして、数キロあると言われております。

平成26年から建築基準法が強化され、高さ6メートル以上、200平方メートルを超える面積のつり天井は接合金具の強度を上げるなど、耐震策で天井脱落策が行われております。多

分この天井も恐らく6メートル以上あって、全体で見れば恐らく200平米60坪以上あると思いますので、この建物も新しいですから当然そのような対策がされておるとは思いますけど、この5か所を含めてどの程度安全という意識を持ってみえるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 十四山スポーツセンターの第1アリーナ天井につきましては、議員がおっしゃられるとおり、グラスウール素材の比較的軽量な天井材が使用されております。さらに、天井落下防止の対策といたしましてネットが張ってありますので、他施設と比べますと比較的安全であると考えております。

また、第1アリーナに張られましたネットにつきましては、経年劣化による落下防止等のために設置したものであり、地震等により全部が一度に落ちてくるという想定はございませんが、1枚や2枚が落ちてきた負担のものについてであれば問題ないと考えております。

また、他施設につきましては、つり天井のほうになっておることはこちらとしては認識しておりますので、それについては撤去が必要であると考えております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 見た限りでは、おっしゃるとおりにあれそのものは落ちてても軽いですから大してけがにはならないと思います。見た感じ、通常の状態でしたら落ちるとはとても思えませんでしたが。ただ、現実には先ほどの写真のとおり、あの写真をじっくり見ますと、恐らく同じメーカーの同じ商品かなあと思うぐらいよく似ております。

でも、現実には地震が起こるとあのような状況になるということは考えておかなければならない。まして、これが避難所になりますと、現に熊本地震のときなんか1回目の地震より2回目のほうが大きかったということで、あそこに万が一避難しておいたら相当ひどい目に遭ったんだなあ、というふうに考えるわけです。ですから、早急にやっていただきたい。

2番目ですね。

小・中学校の体育館の天井板は既に撤去されておるとは思います。過去の予算書とか入札状況を見ますと、5か所だけ私把握しましたが、小・中学校の体育館は全て撤去済みか確認をさせていただくということと、それから全部で小学校8校分、中学校3校分、これらの撤去費用が幾らぐらいかかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 平成23年3月の東日本大震災では、体育館、劇場、ホールなどの大空間を有する建築物の天井が脱落する被害が多く見られました。その後、平成25年8月、文部科学省から、公立学校施設は児童・生徒等の安全確保の必要があるとともに防災拠点の役割を果たすことから、屋内運動場等の天井落下防止対策については平成27年度までに速やかに完了を目指すよう通知がございました。

弥富市におきましては、平成26年度から28年度の3か年間で学校施設における屋内運動場等の特定天井は撤去を終えております。

特定天井撤去工事費用につきましては、十四山東部小学校を除く7小学校の合計約3億1,440万円、十四山中学校を除く2中学校合計約2億6,790万円、総額5億8,230万円でございます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ということは、十四山東部小学校の体育館は撤去が終わっていないということでしょうかね。それにしても、5億8,230万という巨額な費用をかけて、まして日の出小学校はたしかできてから数年で、せっかくあれだけきれいなものができたんですけど撤去しちゃった、これも事情からやむを得んことだと思いますが。

それに続いてお伺いしたいのは、仮にこの残っている5か所、私のちょっと言い方が悪いんですけど、27年、28年で終わってから一つも手がかからない。私はもう続けてずっと学校の次は、学校優先でやって、続いてずっとこの5か所、福祉センター、コミですね、こんなのやられるものと思っていましたけど、一向に始まらないものですからこういう質問をさせていただくんですけど、仮にこれをやった場合、残り5か所、これがまた幾らかかるのか、おおよそでよろしいですけどお尋ねをいたします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 平成27年に行いました弥富北中学校体育館の工事費用を参考にいたしまして、残り5か所の大きなホール、多目的ホール等のみの工事費用、概算ではございますが、約4億円程度になると思っております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 弥富中学校で5,900万たしかかかっておりますので、大きさからいっても社会教育センターとか十四山スポーツセンターは2倍以上はかかるわなあと、こういうふうに想像をしておったわけですけど、やはり4億円ほどかかると。

これに対して、これを全額、多分小・中学校の関係は何らか文科省のほうから補助金何がし出ていると思うんですけど、こういうものをやられた場合に、何がしかその補助金とか何かありますかとお尋ねいたします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） まだ検討する段階でございましたので、補助金等については詳しく調べておりませんが、何らかの補助金を対応していかないといけないと思っておりますので、また研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） いずれにしても、たしか小・中学校で3分の1とか何か聞いていまし

たもので、多分それ以下であるということは大体想像するわけですが、それにしても億単位の費用がかかると。

でも、これはもう優先的にやらないと、特に社会教育センターの場合ですと避難所、弥富市内の避難所というのは、堤防決壊等がありますと水没してしまって避難所として使えなくなるかなあと思うんですが、前ヶ須の社教センターにつきましては2階でありますので、あそこは水害が起こっても避難所として十分活用ができる。まして外に階段が南北両側からありまして、船を着けても、どの水位であっても着けられるということで、非常に避難所としては使いやすい施設かなあと思いますね。ところが、状況で天井がばらばら降ってくれば、とてももう避難所としては使えない。

ですから、やるとすればあれが一番最初にやっていただく工事かなあと思うんですけど、今後の見通しですね、こういったものを何年もほって、おいてほかのものを優先させるということは私の考え方にはちょっと合わないんですけど、その辺どの程度の優先権をつけてやられるか、お伺いします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） 平成28年3月に策定いたしました弥富市公共施設等総合管理計画、また令和2年3月に策定いたしました弥富市公共施設再配置計画に基づきまして、避難所として利用もありますので、防災部局及び財政部局と調整しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ざっと小・中学校は二、三年で全て終わったというわけなんですけど、せめて2年ぐらいで終わるということはできないですか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） 施設におきましては、利用の条件とか利用者さんのこともございますので、その辺は短い期間でやることにこしたことはないと思っておりますが、計画的に行っていきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） いずれにしましても、全て多分避難所の扱いを受けておると思うんですけど、そういうところに地震で避難したら、もうさっきの状態では全く使い物になりませんので、仮に人がその地震の当時いなかったとしても、あと避難所で全く使えませんが、かなりの面積を占めますので、これは最優先でお願いがしたい。

安全面から申しますと、私のほうで言ってみますと、田植が始まると水路沿いの水路が満水状態になって子供が落ちる危険性があり、前回の一般質問でもありましたけど、歩道が欲しいとか、安全面を求める声というのは非常に大きいわけですよ。それを後回しにされる

と非常にちょっと私ら違和感があるんですが、利便性と安全性をどういうふうに優先させていただくか。この辺のお考えを市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 田植期の水路等の増水でございますが、利便性はもちろんのこと安全性も、これはそれ以上であるとは思っておりますものですから、そういう箇所がございましたらまた議員のほうからお申出をいただきまして、対応に当たってまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 非常にいいお答えをいただきましたので、早速地元の区長にお伝えして申請を出させていただきたいと思うんですが、昨日も非常にびっくりする話がありまして、これは県のお金のことなんですけど、JRの県道弥富名古屋線、今工事が着々と進んでおりまして、JRの線路が傾くといけないからということで測定をしておると。このお金を、その測定ですね、線路が傾くといけないというJRの心配があつてその測定をしておる。これで一体幾らお金がかかって、誰が払うのかなということ昨日たまたま質問しましたら、これに8,000万円かかるということでびっくりしました。

私がびっくりしたんじゃないなくて、昨日たまたま見えた部長さんも課長さんも驚いて帰っていかれました。私らの頭の中の想定額の3倍から10倍ぐらいの金額だなあとと思ひまして、これはあくまでも県のお金でございますけど、払ったのはみんな国民・市民でありますから、こういったお金の使い方を考えていただいて、もう少し安全面に配慮をしていただけないかなあとということをお願いしておきまして、公共施設のほうの質問は終わらせていただきます。

次に2つ目の質問、農業委員の責務について。

平成29年6月議会で同意された農業委員11名の中に3名の市議会議員が含まれておりました。今回6月議会では、同意案の中からその3名の方はお見えになくなりました。どういう理由でなくなったのか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 小笠原農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 本年7月の農業委員会委員の改正に当たり、本年2月に農業委員会委員の候補者の推薦及び募集を行いました。その結果は、定数11人に対し13名の推薦、応募がありました。その後、農業委員会委員の候補者を選考するため弥富市農業委員会の委員選考委員会を開催し、候補者の選考を行いました。

選考の基準としては、弥富市農業委員会の委員選任に関する要綱に定める基準のほか、国より任命要件として、過半を原則として認定農業者とする、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れる、女性、青年も積極的に登用するなどが示されています。

また、全国市議会議長会の協議会である都市行政問題研究会が発表した分権時代における

市議会の在り方に関する調査研究報告書において、地方分権の推進による議会の厳正な監視機能と住民の直接的な市政参画を拡充するためにも議員の審議会等への参画を見直し、法令の定めによるものにとどめるべきであると記されています。

これらの基準等を勘案し、候補者11名を選考し、市長に報告しました。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ありがとうございます。

2番目に、かねてから周辺の市町村の議員さんから、弥富だけが議員と農業委員と兼ねておるが、あり得ない話だわなあと、こういう話を一応お聞きしておりました。今の質問で大体納得ができましたので、この質問に対しては結構でございます。

続きまして、この農業委員が農業委員会のほうへ3条、4条、5条の転用の申請が出てくる。これに対して、農業委員会が判断して県知事に具申するんですかね。その場合に、転用目的に反した行動を農業委員が察知した場合、どのような対応を取られるのが一番適切か。一つに是正を求める、見て見ぬふりをする、これどうなんですかね。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○建設部次長兼農政課長（小笠原己喜雄君） 議員御質問の転用目的に反した行動というものがある場合は、農地転用の完了以前の行為であれば、農地転用申請の計画変更等の指導対象になると考えます。また、農地転用が完了し、当該地が農地でなくなった後であれば、農業委員会の範疇ではないと考えます。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 形式的な今の御答弁だと思うんですが、去年のたしか始まりぐらいだと思うんですけど、もう2年近く前ですが、私の下へ某工場の近隣住民から通報がございました。

弥富市内のある会社が平成24年、2012年ですね、農地を購入し、農業委員会に対し農地法5条の許可を求めた。転用理由は駐車場と資材置場。これは農業委員会のほうに情報公開でいただきましたのでここの中に入っておりますが、駐車場と資材置場。これをグーグルのストリートビューという地図ですね、これを見ますと、遅くとも2019年1月、令和元年1月、去年の撮影の写真には既にここに工場が建っております。その前に撮影されたものは2017年の6月、この時点では空地になっております。ですから、この間に建築がされたということがその写真から分かるわけです。

調べてみましたら、不法建築でございます。建築確認申請は、尾張建設事務所のほうで調査をしましたが出ておりませんし、外から一見見ても基礎工事もやってありませんので、不法建築であることは外から見ても十分察知ができるわけです。

それで、先ほどの農地課長の説明によりますと、一旦は正式に駐車場として使えば後のこ

とは農業委員会は察知しないと。これは見方によっては分かるんですけど、この会社が2016年、平成28年、再び別の場所で同じようなことをやった。これ、24年と三、四年空けて再びまた同じようなところで駐車場として転用許可願を出しておいて、またそこにも不法建築の工場が建った。こうなってくると、1回目の不法建築というのは近隣に住んでおる農業委員さんならまず多分転用目的知っていますから、2回目に出たときは普通だったら止めるか、何らか意見をつけるか何かするはずなんですけど、これがストレートにどうも通ったみたいで、再び転用許可願が駐車場として出て、またここに不法建築の工場が建った。

この工場が、当該農業委員さんの家から100メートルも離れておりません。まさか知らなかったとは言えないわけですよ。当然、農業委員ですから転用目的が駐車場であることは知り得る立場であり、この工場が正規なルールで建てられていないということは承知の上で見ても見ぬふりをしたとしか考えられません。素人が見ても基礎工事も行われずに建てられ、昨年千葉県で起きたゴルフ練習場のネットの支柱倒壊事故のような大事故にもなりかねない状況でありました。つまり、六、七年の間に別々の場所で2棟の不法建築を行ったことになります。これもこれだけではありません。ここからが大問題なのであります。

駐車場として許可を得た。そこへ不法建築の工場を建築し、さらに別の場所で駐車場として転用許可を得て、再び不法建築を繰り返した。それで結局なくなってしまった駐車場、その隣接地約300坪が別の土地で確保されました。その土地所有者を調べてみたら、驚くことにお隣に居住する農業委員さんの土地ではありませんか。この状況は、間接的に不法建築を後方援護しているも同然ではありませんか。

この調査結果、農業委員さんのほうから資料を頂きました。それで、せっかく頂いた……。

○議長（大原 功君） 加藤議員、農業委員は建設確認やそういうのはやっておりませんから。ちょっとここで暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時43分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

加藤議員。

○5番（加藤明由君） 農業委員さんから封筒で頂きました。裏には弥富市農業委員会憲章という立派な3項目書いてあります。弥富市農業委員会は、農業・農業者の代表として誇りと責任のある行動に努めます。誇りと責任。2つ目、弥富市農業委員会は、農業地の確保と有効利用を進め、法令に基づく適正な農地行政に努めます。適正な農地行政。弥富市農業委員会は、活力ある農業・農村を築くため、構造政策と地域活性化の推進に努めます。3項目書



いてあります。かなりこれを読むと非常に違和感があるんですが、このようなことが現実に行われておりました。

ここまでは過去のことですが、私がこの工場をいろいろ調べるに当たって、道路上です、調査をしておったところ、ここの工場から出てきた従業員と思われる人に身体を拘束され、羽交い絞めにされ、しばらく放されなかった。何か非常に後ろめたいことでもあるんだろうなあと、しばらくしたら放しましたので、それ以上の刑事事件にはしませんでした。こういうことがございました。それで、これは今までであったこと。これから先です。

今度農業委員会がどういうふうにするか。最近調べましたところ、この会社が隣接地に約2,000平方メートルの土地を2018年、平成30年に確保をしております。この土地の上空には中部電力の高圧送電線が通っており、高圧電線設置当時、昭和37年の地役権が設定されており、原則建築物が建てられない状況になっておりました。しかし、本年、令和2年ですね、3月にはこの地役権が緩和され、送電線の下4.8メートル以下は建設ができるという、こういう地役権の緩和の地役権設定がされ、変更されております。

ですから、近々中にはこの土地には何らかの建物が建つと予測されます。仮にこの土地の転用申請が合法的な手法で提出されたとしても、過去には数々の違法行為を行ってきたことは事実であります。また、この状況を調査する中で、この会社の従業員、先ほども言いましたように、私は身体を拘束され、長時間にわたって身の危険も感じました。このまま転用許可や建築確認申請が出された場合、強引にやってしまったほうが得をすることになります。まして、ここの工場の間には市道、弥富市道です、が通っておりまして、ここの中をナンバープレートのない車、トラック3台、当然ナンバープレートがついておりませんので無車検、恐らく無保険状態だと思えます。これが弥富市道の中を走り回っております。この状況も写真撮影して全て持っておりますが、こういうことをやる会社を、また転用許可が出てきたとってどういうふうに対処されるのか、担当課長さんと市長さんにお伺いします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（大野勝貴君） お答えいたします。

転用の問題と、あと調整区域の場合ですと都市計画法の問題がございます。転用許可が下りたとしても、建物を建てる際には農地法の許可と調整をして都市計画法の許可を許可することになっております。したがって、適正に農地転用許可が下りた後に都市計画法の第43条の建築許可を取っていただき、通常ですと市街化調整区域の場合は建築が可能になるというものでございます。

なお、それが過去にそういった適法じゃない状況があったと、そうした場合につきましては、現在ある建物を是正していただく、そういった愛知県の監査事務要領による指導があり、指導勧告もしくは命令という形になるかも分かりませんが、そういった手続を取った後、是

正をしていただければ次の建築の許可ですとかそういったことに進んでいけるものと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） おっしゃるとおりだと思います。

是正をしなければ、次の許可は下ろさないよと。これが普通に考えたらそうだと思いますけど、だとしたら、もうこれで2回違法行為を繰り返した。1回目に是正措置を取っておけば2回目はなかったと思うんですけど、それがたまたま気がつかなかったのか、気がついて見ても見ぬふりをしておったのか、どっちかであると思うんですけど、今度は3回目になりますので、これはもう幾ら何でも許されないなあということで、やっぱり近所の方も関心を持って見てみえるわけです。

それで、前も大原議長もおっしゃいましたけど、ワードの問題ですね、建築基準法違反。ちょっと比べ物にならないくらい私は今回のほうが悪質だと思うんですが、そもそも刑事訴訟法第239条の2、官吏または公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならないと、こう書いてあります。官吏、公吏。官吏とは国家公務員、公吏は地方公務員ですから弥富市の市役所の職員さん、県庁の職員さんは公吏であると思いますが、そもそも犯罪があると思われたときは告発しなければならないと。ですから、これは私も大原議長のおっしゃるとおりに告発すればいいと思うんですが、その辺どうですか、市長さん。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 加藤議員からの御質問に対しまして、まず適正な手続を取って建築物等を建てていただければいいわけでございまして、先ほど建設部長が申し上げたとおりでございます。

今度3回目ということになるということですが、しっかりと市のほうでも見届けてまいりたいと思っておりますものですから、御理解を賜りたいと思います。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 今までの経過から見ますと、まさか3回目はちゃんと合法的な手段によってやられるというふうには私は思っていますが、過去のをほうっておきますと、やった者勝ちということになってしまいますので、この際きれいに大掃除をして、正規の状況に戻さない限り許可を下ろさない。まして、公道上をナンバーのついていない車が走り回るといことは、これは最も道路交通法違反でありますし、捕まれば無保険、無車検ですから即一発免停ということになりますので、こんな状況をいつまでもほっておくということ自体はもう許されませんので、ひとつ行政のほうから指導をお願いしたいと思います。

最後ですけど、私が議員になってから初めてこういう農業委員の同意案件が6月議会に出

てきまして、全員が11名の農業委員に賛成して同意されておると、こういうわけでございますね。

早速、この農業委員に対してだと思えますけど、私の家にまたまた投書が参りました。内容は、6月議会で11名の新たな農業委員の同意案件が提出され、全議員が同意をいたしました。9月26日付弥富郵便局の消印で届いた書面には、農地法違反、農地の違反転用をしている人が委員になったと、こういうふうに書かれております。しかし、これはどなたという名前も特定されておりませんし差出人も分かりませんので、私のほうとしては調べる方法が一切ございません。

ですから、私以前に課長にお願いしましたが、どういった方法が一番いいかと言ったら、最初にある農業委員会のあるときに、こういうものが来ました、ですから心当たりのある方は申し出て下さいと言ったらどうですかと言いましたけど、それ以来ちょっと返事をいただいておりますが、どのようになったかお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 投書には委員の方の氏名や土地の表示がありませんでしたので、定かではございませんが、現農業委員の方の中で違反転用状態にある土地を所有する委員の方が見えることは承知しております。

農業委員会では、その土地を利用している事業者の方等に是正の指導を行っているところでございます。事業者の方からは、契約等のこともあり来年の4月には移転し、土地を明け渡すと話を聞いております。その折には、違反転用は是正されるものと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） いいほうに向かっているということでしたら、私はそれ以上とがめる必要もございませんし、結構でございます。

いずれにしても、こういったことが私の下へ次から次へ、なぜか知らんけど私のところへだけは投書がいっぱい来ますので、それに対して適正に職務をしていただきたいということをお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時05分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時57分 休憩

午後3時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、大きく2題、質問をさせていただきます。

1問目が療育体制について、2つ目が森津の藤公園と国際交流について、質問させていただきます。

まずは、療育体制の整備をと題して質問させていただきます。

弥富市におきましては、市管轄の療育施設としてのびのび園が運営されております。この画像がその施設です。育てづらさを感じる保護者さんや子供たちにとって、子供の成長を感じ取れる場所でもあり、育児の不安を共有し合える場所でもあります。この場所は、本市の子育て環境において誇るべき場所でもあります。

安藤市長が策定された第2次弥富市総合計画の中でも、基本目標2. 健康・子育て・福祉、「笑顔あふれる、健やかで共に支え合うまち」の項目において、施策目標1. 子育て支援の充実、主要施策5. 支援が必要な子供、家庭への対応で、子供の発達に応じた療育相談支援事業の充実を図ります。母子通園施設のびのび園については、親子で療育に取り組み、多様なニーズに対する子育て支援の充実を図りますとあります。

また、関連する個別計画として、弥富市子ども・子育て支援事業計画と弥富市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画が示されており、こちらも安藤市長が策定された第2期弥富市子ども・子育て支援事業計画には、基本目標6. 配慮が必要な子供・家庭に対する支援として、障がいのある児童等、配慮が必要な子供や保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら子供の特性に合わせた継続的な支援を充実しますとあり、母子通園施設療育支援事業の項目では、画面に示したとおり、今後の方向性、親子が安心して通園できる環境や相談などに対応できるよう人材の育成確保に努めますと書いてあり、施策の展開として6. 配慮が必要な子供、家庭に対する支援で、(1)障がい児支援の充実、近年、従来の3障がい（身体、知的、精神）に加え、発達障がい（自閉症スペクトラム障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい等）や、その周辺群の子供たちが増加傾向にあり、支援の在り方が課題となっています。また、医療的ケアをはじめとして、一人一人の子供の状態に応じた支援の充実が求められています。

本市では、就学前児童の専門的な療育・相談事業を推進してきたほか、各機関が緊密に連携し、乳幼児期から学齢期まで継続的な支援ができるよう情報共有を行ってきましたとあります。

また、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画には、基本目標4, 共生社会に向けた療育・教育、保健・医療の充実の項目で、基本施策4-1. 療育及び教育の充実、心身の発達の遅れ、またはそのおそれのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行うとともに、子育ての在り方を考え、子供の成長を援助する施設として母子通園施設のびのび園を設置しています。その体制の構築に当たって、市

の関係課、児童課、福祉課、健康推進課等や障がい児通所事業所と連携し、障がい児相談支援の強化や児童発達支援センター等の支援拠点の整備検討、保育所や幼稚園に通う障がいのある子供に対する保育所等訪問支援の充実、学齢期の障がいのある子供に対する放課後対策等について、障がい児支援と子育て支援施策を連携させた取組を推進しますとあり、画面に示したとおり、(1)一貫した相談支援体制の整備の施策、②早期療育の充実として、発達障がいと疑われる幼児が増加傾向にあるため、母子通園施設の療育体制を充実させるとともに、担当職員となる人材の確保と育成に努めますとあります。

また、画像変わりました、(3)障がい児保育の充実で、保育体制の充実と保育士等の研修による資質の向上を図り、障がい児保育の充実に努めますとあり、施策①保育環境の充実として、集団保育が可能で日々通所できる障がい児の受入れを促進できるよう施設のバリアフリー化を進め、けがをしないような対応策を講じる等、必要な保育環境の充実に努めますとあります。

さて、ここまで本市の療育に関する考え方について、諸計画から読み取れる箇所を指摘しながら説明させていただきましたが、改めて市長の思いを説明していただけたらと思います。

療育に対する市長の考え、療育施設を市で受け持っている意義をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市の療育事業につきましては、平成15年度に母子保健事業の中で福祉授産所施設を利用し、のびのび教室として始まりました。平成17年度からは、心身の発達の遅れ、またはそのおそれのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行うことを目的に、旧二葉保育所の施設を活用し、母子通園施設のびのび園として開設・運営をしております。

当園は、言葉の遅れやかんしゃくが強いなど、お子さんの成長が気になったり子育てに難しさを感じているお母さんが一緒に参加して、生活習慣の自立を促したり、いろいろな遊びを経験する中でお子さんの成長を育む場となっており、これまで卒園した児童のお母さん方からは通院してよかったという多くの声をいただいております。市が当施設を設置した意義は、十分にあると考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 保護者の方とお子さんが一緒に成長していける、通園してよかったとの声も聞こえる意義あるものであるという答弁をいただきました。

先生方や職員さんたちの熱心な御指導のおかげで、利用者さんたちも安心して通うことができていると思います。

また、先代の園長先生や職員さんたちの御尽力によって、職員さんの体制も整備してくださっている様子を過去の議会の場においても確認し、承知しております。

さて、ここで職員体制について質問させていただきます。

今年の正職の保育士さんの人数、体制はどのようになっているのでしょうか。また、ここ数年の正職の保育士さんの人数の経緯はどのようになっているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） お答えいたします。

のびのび園の正規保育士的人数ですが、令和2年度は園長と副園長の2人となっています。ここ数年の経緯としては、平成28年度が2人、29年度は3人、30年度が4人、令和元年度が4人となっています。

なお、平成28年度から30年度にかけて正規保育士を増員した理由は、保育所を含めた保育士全体で7人増員できたことと、のびのび園の入園希望者が増加したことが上げられます。

また、令和元年度から2年度にかけては、保育士全体で6人減少し、入園希望者も減少したことから、保育所の保育士数を確保するためののびのび園の正規保育士を減員したという経緯がございます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 昨年度まで4名だったのが、今は園長さんと副園長さんの2名に減っているという現状ですね。

今年の非正規の職員さんの勤務時間、職員体制はどのようになっているのでしょうか。また、昨年度までの非正規の職員さんの勤務時間はどのようになっていたのでしょうか。

○議長（大原 功君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） お答えします。

非正規職員である会計年度任用職員の今年度の体制については、週2日から週5日勤務する保育士が13人、月何日か勤務する心理士及び言語聴覚士が4人、週3日勤務する保育補助員が1人、合計18人が所属しており、昨年度の17人から1人増加しています。

勤務時間については、心理士等の専門職は特に変わっておりませんが、利用者が減少していることもあり、昨年度、午後4時頃まで勤務していた職員については今年度から午後3時頃までと1時間ほど短くなっております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 昨年度まで午後4時までだったのが、今では午後3時までと1時間減っているという現状です。

正規、非正規ともに昨年度よりも人数、時間が減っております。最初に述べた諸計画の中で、何度も療育体制の充実とうたっておりました。療育施設においては、実際にお子さんを預かっている時間はもちろんのことですが、その後の母子分離における保護者さんとのびのび園職員さんの意見交換の時間や、療育時間の前や、その後の職員間の意見交換や、コミュ

ニケーションの時間も同じように大切です。

保護者さんはおうちで育てにくさを感じており、子供との信頼関係や良好なコミュニケーションを確認したくてのびのび園に通われています。専門的な知識や経験を持ったのびのび園の先生方とお話しすることで、日頃の悩みや鬱憤が少しでも和らぐことが期待できるからです。

また、職員間のコミュニケーションも密に取る必要があります。この子に対してはどのように接したらいいのだろうか、この子の今日のこの行動は何が原因なのだろうか、今後、支援計画に基づいてどのような支援をしていくべきだろうということを療育の時間の前に確認し合ったり、その日の療育の時間の後に共有することが大切です。それはどんな子を相手にする時も大切な視点だとは思いますが、のびのび園に通われているお子さんにとっては支援者やその時々で異なる支援をしてしまうと、困惑し、パニックになる要因となってしまいます。また、変な遠慮が出てきてしまったり、誤解を生むこともあるため、やりにくさのある現場となってしまいます。それだけこのような施設においては意見交換をする機会は大切な時間だと考えますが、以前と比べて意見交換をする時間が少なくなっていると聞きます。どのような考えでの御対応なのでしょうか。

○議長（大原 功君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 先ほど御答弁いたしましたように、一部職員の午後の勤務時間が短くなっていますので、療育時間後に職員間で意見交換をする時間が短くなっているのが実情です。

療育は保育と違い、保護者も含めた一人一人の対応を職員間ですり合わせをするのに時間を要します。今後、療育方針がまとまらない親子や通園する親子が増加した場合には意見交換をする時間が増加しますので、その際には勤務時間を延長していただくよう柔軟に対応してまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 意見交換は大切な時間ですので、お子さんたちの支援がしっかりできるよう柔軟に対応いただくようお願いいたします。

のびのび園での療育の仕方として、保護者は子供の味方であるというものがあります。これは、親さんとお子さんの中で信頼関係を構築していくという意図で行っていると聞きます。このような場合に、子供に対して注意をする役割は職員さんが行うこととなります。しかし、職員さんの中には全体を仕切って進行していく方もいれば、レスパイトとして保護者役を行う方もいます。職員さんの数が少なくなれば、それだけ子供たちに対して目を向けられることが少なくなってしまう。

また、のびのび園の職員体制の整備は、その場の療育環境の充実という観点のみならず、

将来的な療育・保育体制の整備につながるものだと考えています。

過去にも何度か述べさせていただいておりますが、のびのび園の園長先生として赴任される方は理解や経験の豊かな方であるのが望ましいと考えます。そのためには、のびのび園に過去に職員として関わっておられる方がベストだと思いますので、職員として勤務する機会を与えていただきたいと思います。

また、育てにくさを感じるお子様がいても、のびのび園に通えなくて保育所に預けていらっしゃる御家庭もあると思います。保育所現場でも療育的な観点は必要だと思いますので、のびのび園で経験された保育士さんが人事異動などで保育所に戻った後に、保育所の中でその経験や知識を広めていただくことが期待できます。これからは、そのような観点を持ちながら職員体制も考えていただきたいと思いますのですが、来年度以降の職員体制を再度整備していただけないでしょうか。

○議長（大原 功君） 児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 議員が御指摘のとおり、のびのび園など療育事業に携わる職員については、ある程度専門的な知識と経験が必要となります。

また、保育所に通所する児童の中に、療育は必要だが施設に毎日通うまでもない児童などが在籍しておりますので、そうした児童に対応するためにも保育所とのびのび園との定期的な人事異動を行う必要があると考えております。したがって、親子で通園でき、保護者への支援も行う療育施設として、利用者から一定の評価を受けているのびのび園を継続的に適切に運営できるよう、来年度以降は3人以上の正規保育士を確保できるように努めてまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） のびのび園、保育所ともに今後の支援が充実していくよう、3名以上をよろしく願いいたします。

続きまして、支援の質の向上のためにはどのような取組をなされているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 御答弁いたします。

専門的な知識を習得するために、愛知県の青い鳥医療療育センターや愛厚弥富の里などが開催する研修会等に参加するとともに、当該施設からの療育訪問支援を受けています。また、市独自で講師を招いて講習会を開催するなど、保育所職員とともに専門的な知識の習得に積極的に取り組んでおります。

その他の取組としては、保育所と併用して週1回のびのび園に通う保護者の支援のため療育後に児童を保育所に預けた後、希望する保護者が単独で心理士の相談を受けることができる事業をこの12月から始めてまいります。



○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 心配されている保護者のためには、このような支援をしていただけるのは大変喜ばしいことだと思いますので、12月からよろしく願いいたします。

続きまして、のびのび園でのコロナ対策について伺います。

のびのび園に通われている子たちは、マスクをすぐに外してしまったりとマスクをつけるのも大変だと聞きます。寒くなる時期となり、第3波と言える状況になってきている中で、さらなる感染症対策を取っていかねばならないことは共通認識としてあると思います。例えば、加湿器を設置するなどのコロナ対策をしていただけないでしょうか。

○議長（大原 功君） 児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） コロナ対策についてお答えいたします。

登園する際には家庭での検温をお願いし、可能な範囲でマスクの着用や手洗い及び手指消毒を徹底するとともに室内の換気を行い、なるべく密にならないよう気を配っております。また、室内換気のために療育室の網戸を整備し、その他にも加湿器や空気清浄機などを適時活用してコロナ対策に努めております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 続きまして、施設について伺います。

のびのび園は、旧二葉保育所の跡地ということもあり、年季が入った建物となっています。のびのび園利用者からも、設備が老朽化してきていると聞きます。建物のひびが多い、手を洗う際にお湯が出ないので職員さんがお湯をくんだりして苦労されているなど、様々な支障があると聞きます。

最初に述べた計画で、保育環境の充実もうたわれている中で、そのような設備の配慮はどのようにされるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） のびのび園の施設は昭和58年に建設され、37年が経過しておりますので施設の老朽化が進んでおりますが、耐震性は確保されていることから、平成27年と28年度に職員や利用者、地域住民が災害時に屋上避難できるよう非常階段と屋上フェンスを設置しました。また、令和2年3月に策定された弥富市公共施設再配置計画に基づき、令和11年度までの第1期期間中を目安に大規模修繕を予定していますが、その都度、あるいは事前に必要な箇所から順次修繕を進めてまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 続きまして、のびのび園の立地です。

とても南部の遠いところにありますので、自家用車を持っていないと通うことができないという声も耳にします。設備を改修し続けられればいいのか、あるいは今の場所よりももっと北

に新たに施設を用意したほうがいいのか、様々考えられると思います。

このような立地や施設の在り方のことも含めて、最後に療育施設としてののびのび園の今後の考え方をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） のびのび園は、市街地から離れていることや、共働き家庭が増えて親子で通えないなどの理由で利用者が減少傾向にあり、民間の児童デイサービスにお子さんを預けて療育を受けている家庭が増えています。

そうした民間の療育施設に通うメリットはありますが、発達が遅れぎみの児童については早期発見、早期療育が不可欠であり、その子育てに苦悩している保護者を支援するためにも、親子で通園できる公的施設は必要であると考えています。今後は、市の関係部署や県及び民間施設など関係機関の協力を得て、情報共有を密にしながら事業内容の改善にも取り組んでいきたいと考えています。

なお、施設の立地については、療育事業を行うための条件が整った市街地に近い既存施設が活用できれば移転も検討いたしますが、今のところ現在の施設で事業を続ける考えであります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ただいまの答弁でもありましたし、最初に市長も答弁されたように、民間の施設だけでなく公的施設としての保護者を支援する意義もあり、必要な施設であると考えます。悩みのある方々が通いやすい環境を整えていただきたいと思います、1問目を終わらせていただきたいと思います。

続きまして、森津の藤公園について質問いたします。

森津の藤は、樹齢350年以上と言われている歴史あるものであります。平成29年には、森津の藤の敷地内に弥富出身の漢詩人である服部擔風氏の使用していた書齋「藍亭」も移設され、ますます市民の方々から注目される場所となりました。

まずは、市が管理することとなった経緯をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正己君） 森津の藤は、森津新田開拓当時に開拓者の武田家の庭に植えた藤で、代々武田家により管理されてまいりました。昭和50年に、藤棚を含む敷地の東側約1,600平方メートルが親族に譲渡され、昭和61年にその親族により弥富町に寄附されました。その後、平成30年2月に西側部分の約3,456平方メートルが市に譲渡され、現在に至っております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 先日、森津の藤公園を見てきました。門をくぐると雑草が生い茂って

いて、中に進んでいくとひつつき虫が衣服にくっついてしまうぐらいでした。画像に示したとおりです。せっかくの弥富市指定文化財の藍亭の周りも草だらけになっています。ホームページにも文化財として載っておりますし、目の前の道路のところにも白い看板で示されている名勝がこのような形の管理だと寂しい気持ちです。

維持管理体制はどのようになっているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） 公園内には、市指定文化財天然記念物「森津の藤」と、建造物の藍亭の2件の文化財がありますので、公園は歴史民俗資料館の所管となっております。園内の管理は造園業者に委託し、年間を通して樹木管理や環境整備を行っております。

議員御指摘のとおり、除草や清掃の回数が十分でないことも事実でございますが、藤の花の時期以外は来場者が少ないことや、団体利用の前には清掃等を行っておりますので御理解をいただければと思います。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 藍亭は、藤の花開花時期や団体利用のときだけ日の目を見るものなのでしょうか。ホームページでも、文化財の藍亭の説明のところには、外観は常時見学可能ですと書いてあります。

例年、春と秋、春には藤まつり、秋にはお茶会などが行われていたと記憶しております。

今年度、予算で計上している分の維持管理は行われているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） お答えします。

今年度、計画どおり行っております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） でしたら、もう少しきれいになるようにしていただきたいなと思いますし、常時見学可能と言っているのであれば常時見学できるような維持管理をしていただくようお願いいたします。

森津の藤公園として整備していくというお話は当時聞かせていただきましたが、その後、道路側の建造物と竹林をきれいにしたところしか見えていません。歴史を感じる遊歩道や、昔のように船着場があった様子を感じられるようにする、落ち着いて一日中ぼーっとできるような場所にするなど様々考えられるかと思いますが、今後の整備計画はどのようになっているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正己君） 今後の整備計画案といたしまして、旧武田邸の庭園整備、竹林の整備、長屋門の整備、駐車場の整備などがありますが、これらの実施時期につきましては今

後検討してまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 今、計画として行っていることはどの段階なのでしょう。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 今年度は、門のところに看板を作らせていただくというところが今年度の計画になっております。それ以外につきましては、まだ検討しておりません。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 今後のスケジュール的な計画はないのでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 竹林のほうのところをちょっと整備したりとか、庭園になっていた部分があるかと思いますが、そちらを整備していく予定はありますが、まだちょっと具体的な内容は詰めておりません。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） あそこはどうなっておるんだ、どうなるんだという声を地元からよく聞きますので、今後示していただけることを期待しております。

続きまして、当時の市長と地元住民で意見交換をした際に、藤まつり等で使用できるような舞台を設置してはどうかという話になったと聞いています。

舞台を設置するという計画はどのようになっているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 藤まつりの際には、地元森津保存会の方々に仮設の舞台を設置していただき、感謝申し上げます。舞台の常設となりますと、限られた敷地であり、舞台の使用頻度や景観の問題もありますので難しいと考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 地元からそのような声を伺ったので、確認のため質問させていただきました。

森津の藤公園は、森津の藤の歴史的な存在、服部擔風先生の存在、また伊勢湾台風の歴史など文化・歴史を感じられる空間だと思います。近くの幼稚園児も、御高齢の方々も散歩で来られています。今後の活用方法はどのようにされるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） これまでの活用として、藤まつりのほか、文化財見学の団体や小学生の受入れ、史跡巡りやウォーキングの休憩場所、市民グループへの長屋門和室の開放などを行ってまいりました。今後の活用方法につきましては、これまでの活用方法に加え、他の自治体の活用例等を参考にし、計画してまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 森津の藤公園内には、立派な竹林がございます。もちろん季節になるとタケノコが顔を出している姿をよく見かけます。そこで、タケノコ掘りを計画してはいかがでしょうか。竹が成長し過ぎるのを防ぐ意味もありますし、不法にタケノコを取られるということも防げるのではないかと考えます。また、森津の藤を知ってもらう機会にもなるかと思えます。時期を決めて、タケノコ掘りをしましょうという計画を立てるのはいかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 議員御提案のタケノコ掘りにつきましては、現在、竹林内に枯れ枝等が散乱し、安全にタケノコ掘りをしていただける状況にはございません。しかし、竹林整備の活用方法を検討する際には、貴重な御意見として参考にさせていただきたいと思えます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 今後の計画の中で一考していただけたらと思えます。

藍亭を移設する際に、服部擔風先生が交流していた中国人小説家、郁達夫氏の御子孫の方々との交流がなされて、国際交流について考えるいい機会ともなりました。過去の議会においても、佐藤高清議員が質問されていたと存じております。

そこで、総合計画に国際交流の推進とありますが、どのような取組が考えられるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 現在行っている国際交流事業としましては、平成21年度から愛知黎明高校との共催で「国際交流週間 i n Y A T O M I」を開催し、同校の友好校であるアメリカのマリーナ高校や、オーストラリアのノートルダムカレッジの高校生を招き、市内の保育所や小・中学校の児童・生徒、またホストファミリーとして受け入れていただいている地域の方々との交流を行っております。

今後の取組としましては、この「国際交流週間 i n Y A T O M I」を継続して実施していく予定であります。より広い交流ができる企画なども盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 今年、2020年に開催される予定でした東京オリンピック・パラリンピックですが、あいにくコロナの影響を受けまして来年へと延期となっているのは周知だと思います。この機会に、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン制度という内閣官房が推進する制度としてありますが、この東京オリンピック・パラリンピックのホストタウ

ン制度をまずは御存じでしょうか。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手や観光客が来訪することを契機に、全国の地方公共団体と大会参加国、地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的に制度が設けられております。

ホストタウンとは、目的を達成するために住民等と、1つ目に大会等に参加するために来日する選手たちとの交流、2つ目に大会参加国、地域の関係者との交流、3つ目に日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流という3項目全てを実施し、スポーツの振興、教育、文化の向上及び共生社会の実現を図ろうとするものを行う地方公共団体として登録を受けた団体をいいます。

ホストタウンへの登録を希望する地方公共団体は、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局に対し、交流計画を提出することとされております。なお、大会の開催効果を一過性のものとしなため、大会前後を通じ取組が継続する計画とする必要があります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 私自身、勉強不足で今まで知らなかったものですが、3年ほど前からこの制度が創設され、各自治体にも周知しているとのことでした。

案内文は通知されているのでしょうか。また、通知されていたのであれば、どのように処理されているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） ホストタウン制度に係る通知につきましては、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局から、愛知県政策企画局国際課を通じて各市町村のホストタウン担当課宛てにメールが送られており、現在は国際交流担当課であります市民協働課に届いております。なお、必要に応じて関係課にも情報を提供しております。

ホストタウンへの登録につきましては、大会前後を通じて大会参加者との交流、大会参加国の方々との交流、日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流の全てを行うことが条件となっていることから、選手や関係者の宿泊施設や練習環境の整備など受入れ体制を取るにはハードルが高い状況でありましたので、登録申請には至っておりませんでした。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 私自身、この東京オリンピック・パラリンピックのホストタウン制度というものを知ったのは最近のことでした。オランダ大使館で在日オランダ大使と面会させていただく機会がございまして、その会話の中で、このような制度があり、ぜひ登録の申請

をしてみたらどうかと大使の方からじきじきに御提案をいただきました。その後、国の内閣官房の担当者に確認させていただいたところ、東京オリンピック・パラリンピックに直接関わる自治体以外でも、事後交流などの目的で登録できているところはあるということや、今でも月に三、四件の登録は毎月あることなどを伺いました。

弥富市の過去のオランダとの交流の中では、弥富とオランダの子供たちの絵手紙の交流などがあったことも知りました。今では情報技術が進み、コロナのこともあり、多様なコミュニケーションツールが出てきており、多様な交流の仕方があります。子供たちにとっても、様々な機会に触れ合うことは将来にとって大きな財産になると思います。

オランダとのホストタウン登録を申請してはいかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） 本年4月に、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局から発出されたメールによりますと、東京オリンピック・パラリンピックの延期の日程が決定したことに伴い、今後のホストタウンの登録に際しては大会等に参加するために来日する選手等と住民等との交流について、オリンピック・パラリンピックの日程で交流が成約できているかを確認されることになったとのことであります。

東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局に確認しましたところ、議員がおっしゃられたとおり、最近は事後交流の目的で登録されている自治体が毎月幾つかあり、登録の要件としては、相手国との交流が成約されていることが前提とのことでした。なお、コロナ禍の中での交流になってくることから、大会前は選手との接触が生じない交流が原則で、大会後の交流を推奨とのことでした。

今回のホストタウン登録の申請につきましては、先ほど申し上げましたが、受入れ体制を取るにはハードルが高い状況であることや、収束が見えないコロナ禍の中での各種事業を計画することはリスクがありますので、本市といたしましては今回のホストタウンの登録申請をする予定はございませんが、優れた国際感覚を有する子供たちや人材を育成するためにも、外国との交流は有効であると思いますので、2026年に開催予定の愛知・名古屋アジア競技大会にて計画されると思われまますアジア各国との交流を見据えて、草の根的な交流ができるように研究していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 内閣官房の担当者に伺ったところ、今から相手国と交渉するところもあるということでしたので、まだ間に合うと個人的には思っておりますし、ホストタウンの申請書はここにあるとおり表紙も含めて7枚になります。自分でもほとんど記入して埋めたんですけども、この申請書自体は難しい様式ではありません。国際交流を進めていくのであれば、このチャンスを生かすべきであると考えますし、愛知万博当時、担当課長としてオ

ランダとの交流に取り組んでおられました副市長を右腕として置いている今こそ、このチャンスを生かしていくべきなのではないかなと思っておりますが、市長のお考えを再度お尋ねいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在、本市はどこの国、どこの自治体とも姉妹提携を結んでおりません。そのような中で、来年の東京オリパラにおける本市のホストタウン登録につきましては、何のノウハウも準備もない中では、担当部長も答弁いたしましたように非常に難しいと思っております。独立した国際観光協会や、また観光協会の整備をして、まずは国内の何かで弥富市とつながる市町村と連携をして友好を図っていきたくと考えております。

ホストタウン登録につきましては、先ほども御答弁いたしましたが、2026年愛知・名古屋で開催されます第20回アジア競技大会におきまして、何かお手伝いができるよう今後も調査研究してまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 交流は、きっかけがないとなかなか進めていくことができないと思っております。チャンスがあれば、ぜひ前向きに検討していただきたい、そのような姿勢を見せていただくことを期待しまして、私からの一般質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 暫時休憩し、再開は午後3時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時47分 休憩

午後3時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） こんにちは。

4番 堀岡でございます。

それでは、通告に従い質問を行います。

ケアラー支援の拡充をと題して、以下伺ってまいります。

ケアラーとは、家族など介護や看護を無償で行っている人たちのこととあります。ケアラーのケア対象は、高齢者だけではなく、障がい者や難病患者、病児、障がい児、さらにはアルコールなどの依存症やひきこもりの方までと広範囲にわたります。何らかの事情があって日常生活を送ることが困難な方のケアを担う人を、総括をしてケアラーと呼ばれております。

サポートの内容は、身の回りの家事や力仕事、外出時の介助、付添い、感情面のサポート



など多岐にわたります。日本では増加傾向にあり、高齢化社会が進む中、今後はさらに増えていくことが予想をされています。

こういった方々の支援はどうあるべきか、またリスクの高いケアラーを早期に発見をし、適切な支援につなげていくためには何が必要か、考えていかなければなりません。

さて、昨年10月、22歳の孫である女性が同居していた祖母を殺害するという痛ましい事件があり、その判決が本年9月にありました。報道によりますと、祖母はアルツハイマー型の認知症を患っており、排せつなどの身の回りのことが1人でできない要介護4でありました。介護は孫の女性が1で行うこととなり、幼稚園教師として勤め始めて1か月後でありましたが、祖母との同居が始まりました。同居して2週間で、もう介護は無理かもしれないと親族に伝えます。しかし変わりませんでした。事件が起きたのは、そんな生活が5か月続いたときのことであります。

裁判では、女性が祖母の介護を始めて3か月目には疲労や重度のストレスから腎臓が悪化をし、重度の貧血になったことや軽い鬱病との診断を受けたことも明らかとなりました。判決は、懲役3年、執行猶予5年でありました。裁判長からは、介護による睡眠不足や仕事のストレスで心身ともに疲弊をし、強く非難できないとの結論づけがありました。

介護に詳しい淑徳大学の結城康博教授は、周囲が女性を追い込んでいる、ケアマネジャーはあくまで祖母の介護をどうするかで考えるので、女性のことを考える人は誰もいなかったらと述べられています。同じような事件は、今年も5月5日に埼玉県で26歳の娘が60歳の母を殺害するということが起きております。母の介護に疲れた、このような事件が毎年20件から30件起きております。

介護者の実態はどうなっているのか、公的な調査はありませんが、日本ケアラー連盟とNPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジンが平成22年に行った実態調査があります。全国2万1,641世帯のアンケートを行ったもので、有効回答数は1万663世帯からありました。そのうち、家族や身の回りの人の介護、看病、療育、世話などを行っているケアラーは2,075人、率で言うと19.5%となります。そのケアラー2,075人を対象とした調査結果からであります。今、画面が出ていますけれども、身体の不調を感じている人が2人に1人、そのうち20人に1人は受診したくてもできない状況にあります。左の円グラフであります。心の不調を感じている人も4人に1人以上となっております。こちらの20人に1人は受診したくてもできておりません。真ん中のグラフになります、ちょっと見にくいですけどね。また、5人に1人は孤独感を感じておられます。これは下段のグラフになります。このほかにも、たくさんの項目について調査をされているのがこちらになります。

ケアラーの調査ということで検索していただくと公表されておりますので、いろんな項目でやられているのでぜひ見ていただければいいかなと思います。

また、この調査の中ではケアをしていない人、6,269人おられたんですけれども、その方々へ将来のケアについて質問をしています。何と84.5%の人がケア、介護することへの不安を感じていると答えております。

二度と介護を理由とする痛ましい事件を起こさせないためにも、介護するケアラーへの支援が必要であり、特に鬱など心が不調であるケアラーを早期に発見をし、必要な支援につなげることで、また社会から孤立することなく、本人が尊厳を保ちながら無理なく介護を行うことができるようにすべきであります。そのために、ケアラー支援の制度、仕組みの構築、そして法的基盤の整備が喫緊の課題であります。

そこで1つ目の質問ですが、ケアラーに対する支援について、市の認識を伺います。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

ケアラーの中には、時間的な拘束により負担感や孤立感を抱え、生活に影響が生じている方がいらっしゃることも認識しております。現在、認知症家族交流会など介護者の話を聞く場を設ける事業を行っておりますが、家族などのケアラーが身体的、精神的、さらには経済的な負担を抱え、ケアを担うことにより、社会生活に制約を受けることがないようにすることが大切であり、ケアラーへの支援を広げていくことがよいケアの実現につながるものと考えますので、今後ケアラーを支援する体制や仕組みをさらに充実させていく必要があると考えております。

また、ケアラーの抱える様々な課題を社会で広く共有し、市民の理解を広げ、地域や関係機関の連携による包括的な支援が行えるよう体制の整備をしていく必要があるとも考えております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 市としてはしっかりと認識をして、現在もケアラーという名目ではないですけれども、介護者支援として充実をさせていく、そのような答弁であったと、それを理解して以下質問にまたつなげてまいりたいと思います。

次に、策定中の第8期介護保険事業計画についてであります。

ケアラー支援ということでは、そもそも2000年に発足した介護保険制度の一つの目的もそこにあったものと思います。それまでの日本の福祉は、家族による支えを柱とする日本型福祉社会論という考え方が主流でありました。1978年版の厚生白書には、同居家族を福祉の含み資産として表現をしたことはその象徴であります。そのような中、介護保険制度は家族介護から介護の社会化へと、まさに価値観の転換を目指してつくられたわけではありますが、つくる当初、2つの大きな柱があったものと理解しております。

1つは、介護を必要とする高齢者のための制度であり、制度全体を貫く理念として高齢者

の自立支援であります。もう一つが、同居する家族の介護負担を少なくすること、つまり理念を支える在宅ケアの推進であります。1994年の高齢者介護・自立支援研究会報告書に書かれております。

高齢者の自立支援については省きます。もう一つの在宅ケアの推進には、家族による介護に過度に依存をし、家族が過重な負担を負うようなことがあってはならない。在宅ケアにおける家族の最大の役割は高齢者を精神的に支えることであり、中略をしまして、家族が心身ともに疲れ果て、高齢者にとってそれが精神的な負担となるような状況では、在宅ケアを成り立たせることが困難であると必要なことが書かれました。しかし、どういうわけか、こちらのほうは法の総則には書かれることはありませんでした。

ここに来て、ようやく国はケアラー支援についても触れられるようになりました。例えば、平成29年の第7期保険事業計画策定のための基本指針には、介護に取り組む家族等への支援の充実と書かれたことであります。

弥富市の介護保険事業計画におけるケアラー支援についてであります。高齢者家族介護慰労金支給事業と介護者への意識調査がございます。現在は、ケアラーに属する各ボランティア団体による被介護者と家族介護者への支援として、孤立を防ぐため介護者同士の交流を図るための家族会の開催や、また介護に関する講習会などを行っていただいております。ささえあいセンターやふれあいサロンもそうでしょう。社協やボランティアの皆様には、心より感謝を申し上げます。

これらを評価した上で、介助者への具体的な支援、ケアラー支援の新たな事業の創設や拡充が必要だと考えます。それは、自ら手を挙げてカウンセリングや家族会などに参加できる人はいいのですが、問題は1人で悩み我慢をしているケアラーです。特に、精神的鬱になるようなリスクが高いケアラーをどう探し出し、必要な支援につなげていくかであります。まずは、ケアラーの実態を把握するための調査が必要です。

また、介護しているケアラーも大切な一人であると、多くの人に理解をしてもらうための周知と啓発も必要になってまいります。ケアラー本人にも、大切な一人であることを知ってもらうこと、また地域の方にも理解をしてもらうことが地域でケアラーを支えることにつながっていきます。そして、事業者の方に理解してもらうことは介護離職をなくすことにつながるでしょう。

さらに、人材育成や日常のつながりです。ケアラーと担当者が日常からつながっていることは何よりも大切ですが、アウトリーチによるつながりをつくるため、これは後の質問にもありますが、アセスメントシートやケアラー手帳を持参し、一緒に記入するなどしてはどうでしょうか。

2つ目の質問ですが、現在第8期の介護保険事業計画を策定中ではありますが、ケアラー支

援を大きな柱の一つとして掲げ、目指すべき方向性を示した上で、申しあげましたような各事業を設けてはどうでしょうか。市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） ケアラーが抱える不安や悩みを共有し、気軽に相談できる場所を整備することはケアラー支援の基本的な取組の一つであると理解しております。先ほど議員もおっしゃられましたように、本市ではふれあいサロンを毎月開催しておりますが、そのほかにも認知症家族交流会「はっさん会」、また認知症カフェなどにも取り組んでおります。そういった取組がケアラー支援につながると考えておりますので、今後もさらなる周知、啓発を図ってまいります。

一方で、議員のおっしゃられるとおり、自ら行動できない方や認識がない方に対してどのようにアウトリーチをしていくのか、とても難しい問題ではありますが、家族との信頼関係が築けているケアマネジャーや包括支援センターの職員の力をお借りしながら実態の把握に努め、福祉系の専門職が集まるケア会議の場で情報を共有し、ケアラーに対する支援について検討していければと考えております。

また、第8期計画の中でのケアラー支援事業につきましては、先ほど申しあげましたことを策定委員会の場で提案させていただき、御意見などを伺いたいと考えております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） ぜひ、取り立ててケアラーという視点で問題を一度考えてみるということを、今までは一連の流れでやっていらっしゃったことだと思うんですけども、そのケアラーの対象というのが先ほども言いましたように、高齢者だけではなくて障がいのある方、障がいのある方が家族におられる方、またひきこもりとか依存症とか、そういったいろんな方がおられます。特に、依存症とかひきこもりとか、例えば精神疾患の御家族の方というのはそれを知られるのが嫌で、なかなか周りから察知できないとか探し出すことができなく、苦しんでおられる方が多いですので、そういった方をどうやって見つめていくかということをもた話し合っていていただいて、どうやってやっていったらいいのか、これは関係部署と関係する人だけじゃなくて、本当に弥富市全体でそういうことがあるんだよということを共有していけるような環境をつくっていったらなと思います。

次の質問に移っていきます。

次に、今後の具体策についてであります。

今年3月ですが、埼玉県が全国初となるケアラー支援条例を制定いたしました。条例は、ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目的としております。ケアラーの権利をうたい、その権利擁護を定めたものであります。介護保険法ではうたい切れなかった家族による過度な介護負担の軽減、つまりケアラー支援を条例

で担保したことになります。

20年前に比べ、今は老老介護問題、8050問題、ダブルケア問題、ヤングケアラー問題など、ケアに関する複雑な問題が一層表面化をしております。このようなときに、ケアラー支援条例を制定したことは誠に意義があり、素晴らしいことだと思っております。今後、全国の自治体でケアラー支援条例が制定されることを望むものであります。

そこで質問ですが、ケアラーの権利をうたい、その権利擁護を定める（仮称）弥富市ケアラー支援条例の制定に向けて検討を始めていくべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 今年3月に公布、施行されました日本初となる埼玉県ケアラー支援条例を確認させていただきました。本市におきましても、ケアラーという言葉はまだあまり認知されていないと思いますので、今後、市民の方に知ってもらうためにも条例の制定は必要であるとは考えております。

また、ケアが必要な人の支援条例だけでなく、ケアする人の支援条例も必要であると考えますので、条例の制定につきましては地域包括支援センター等の専門職の意見も伺いながら研究してまいりたいと思います。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） いずれにしても、ケアラーと言われる方を今後2040年、2060年に向けて、僕らも死んでいるかもしれませんが、ケア対象の方がどんどん増えていく、減っていくことはまず考えられないと思うんです。先ほど一番冒頭に述べた事件とかが起こってからでは遅いですし、本当に弥富市民全員でこういった環境の方もいらっしゃるんだ、特にコロナ禍でなかなか人との交流ができない中で、本当にそういう困った方が孤立しちゃっている部分があります。市からのそういう相談、今もあるじゃないですか。そういうことで困っている方に対して、介護高齢課で把握されている方はいいんですけども、そうでない、例えば先ほども言いました鬱であるとか、精神疾患であるとか、またひきこもりであるとか、なかなか把握し切れていない方々というのほどに相談していいのかというのが分からない部分がありますので、ケアラーという言葉がまだまだなじんでいない、私も正直本当になじんでいなかったんですけどね、そういった言葉も、ケアラーがということも、介護者への支援ということをもうちょっと市民に知れ渡るような周知、啓発をまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、家族介護者支援マニュアルとケアラー手帳についてであります。画像に出しております。

家族介護者支援マニュアルは、厚生労働省が平成30年に作成し、公表したものであります。サブタイトルは、ちょっと小さくて見えませんが、介護者本人の人生の支援となっております。

ります。中の8ページにあるんですけれども、これからの家族介護支援施策の目指すべき方向性には、ちょっと見にくいですが私読みますので、こう書かれています。

家族介護者を要介護者の家族介護力として支援をするだけでなく、家族介護者の生活、人生の向上に対しても支援する視点を持ち、要介護者とともに家族介護者にも同等に相談支援の対象として関わり、ともに自分らしい人生や安心した生活を送れるよう、中略をしまして、家族介護者にまで視野を広げて相談支援活動に取り組むこととあります。そのとおりであります。そしてマニュアルには、介護者のアセスメントシートもつけておられます。こういったものです。大体4ページぐらいになるものがございます。

こちらが、先ほども出ています日本ケアラー連盟のホームページにあるケアラー手帳の紹介のページであります。

ケアラー連盟の牧野代表理事は、介護している人はストレスや病気に薄々気がついていても自分のことが後回しにすることが多い。そこで、こうしたケアラーに自分の心や体の健康に向き合うきっかけにしてもらおうと手帳を作りましたとおっしゃっておられます。表紙には、大切な人を介護しているあなたも大切な人と、ちょっと見えませんか、大切な一人ですと書かれています。健康状態やストレスをチェックするリスト、いら立ちや愚痴を書き込むページもございます。牧野氏は、この手帳が介護者と支援する人がつながる仕組みづくりをする上での一つのツールです。だから、全ての自治体に導入してもらい、手帳をきっかけに介護者を定期的に訪問したり見守ったりしてほしいですとおっしゃっておられます。大変すばらしい手帳だと思います。

家族介護支援者マニュアルとケアラー手帳についての、その特徴と有効性について御紹介をさせていただきました。活用の方法については、さきに述べたとおりであります。

質問ですが、家族介護者支援マニュアルを冊子として関係する部署の職員に配付をすること、またケアラー手帳につきましては弥富市版を作成し、ケアラーの方に訪問しながら配付してはどうでしょうか、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 家族介護者支援マニュアルの関係部署への配付につきましては、まずは関係部署で研修を行い、また関係する部署の様々な立場の職員や専門職が情報共有できる仕組みや機会をつくり、ケアラー支援の基礎固めをした後に、マニュアルの配付を行っていきたいと考えています。

また、ケアラー手帳につきましても、関わる側が知識や経験がない状況では支援することはできません。今後、しっかりと勉強や研修を積んだ後、ふれあいサロンなどの場所でケアラー手帳の普及啓発に努めながら、地域包括支援センター、ケアマネジャー、障がい者相談支援事業所の相談員の方たちとも協力しながら、ケアラーの把握に努め、ケアラー手帳の普

及を図ってまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） このケアラー手帳ですけれども、なかなかケアマネさんとお話したときに、やっぱり被介護者の方が中心の話になってしまって、自分のことが後回しになって言いたいことを言えないということが実はあります。ですので、交換日記じゃないですけれども、日頃のこういうことが困るというようなことを書き込んでいただいて、それがケアマネさんにも伝わって、それが市のそういう機関でケアラーさんに対しての支援につながるような、そういうようなものになっていけばいいかなあと思います。

確かに、第7期介護保険事業計画の26ページに介護者の今後の就労計画はみたいところで調査されているところがあったので、ちょうどちらっと見ていたら、介護していく上で介護者の方々が仕事していく中で問題はあるか、何とか続けていけるぐらいの、55.5%が多いですけれども、何かしらの心配を抱いているという方が含めて60%か70%いらっしゃるということが今の現状だと思います。ただ、弥富市、核家族というのが少ないのかな、別々に住んでいても近くに住んでいたりして対応ができていくような状況ですけれども、今後、先ほども言いましたように確実に増えていく状況です。

また、後でもありますけれども晩婚化がかなり主流になっておりまして、お父さん、お母さんと子供さんの年の差がすごいあって、二十歳のところになったら、僕もそうなんですけれども、親が60代に近いなんていうことが、そういうこともありますので、ますます必要なあとと思います。

それでは次に、ヤングケアラーについて伺います。

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行う18歳未満の子供を指します。核家族化や高齢化、共働き、独り親家庭の増加といった家族構成の変化により、子供がケアの担い手にならざるを得ない状況が背景にあります。

総務省が行った2017年の就業構造基本調査では、家族を介護している15歳から29歳は全国で推計21万100人ですが、ヤングケアラーの対象となる18歳未満となると、全国でどれほどの規模に上るかは不明のままでありました。このことから、厚生労働省は年度内にも初の全国的な実態調査を始めるとのことです。

過去の実態調査は、一部の自治体や研究者のものにとどまり、全国のヤングケアラーに関する公的データはありません。政府が本格的な調査に乗り出すのは、それだけ事態を深刻に見ているからであります。厚労省が一部の自治体などを通じて、2017年度から2018年度に把握をした約900人のヤングケアラーを分析したところ、介護や世話を当たった時間が1日平均5時間以上に上ったケースが4割を占め、全体の3割が学校を休みがちだったといえます。このため学業に遅れが出たり、友人関係が希薄になって孤立することがあり、進学や就職を

断念する高校生もいるそうで、影響は大きいと言えます。

厚労省が今後行う調査は、各都道府県や市町村の教育委員会を通じて行われ、来年3月までに集計をいたします。家族構成や学校生活などへの影響のほか、親が自分の世話をさせることで事実上のネグレクトに当たる事例がないかも調べるとのことです。

ヤングケアラーの実態は様々です。共働きの両親に代わり祖父母を介護したり、慢性的な疾患を持つ親や兄弟の看病をしているケースのほか、薬物やアルコール、ギャンブル依存などを問題の家族に対応している場合もあります。掃除や洗濯、買物など家事を担ったり、家計を支えるために働いている高校生などもあります。こうした実態を詳細に把握し、支援の手を差し伸べる必要があります。

ヤングケアラーの問題に先進的に取り組むイギリスでは、学業については教員が支援をし、地域では行政と民間団体が連携をして支える体制をつくっております。教育と福祉の双方向からのアプローチをする視点は、日本でも参考になるのではないのでしょうか。

日本では、ヤングケアラーの社会的な認知度が低い現状です。厚労省の全国規模の調査は、国民の関心を高める点で意義があると考えます。

質問ですが、ヤングケアラーについて弥富市としての現状の認識を伺います。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 今年6月に、介護高齢課により介護保険事業計画策定のための在宅介護実態調査を500名の方を対象に行いました。その中で、介護者の年代をお聞きする質問項目がありましたが、結果としましては20歳未満や20代の介護者はありませんでした。ケアマネジャーが関わるケースの中でも、8050問題のケースは幾つかございますが、20歳未満や20代の介護者のケースはございませんでした。

また、児童課においては、昨年7月に厚生労働省から要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応についてと、今年6月にはヤングケアラーの早期発見、支援についての通知があり、地域におけるヤングケアラーの把握と支援を進めるよう要請がありました。

本市の要保護児童対策地域協議会、要対協は、虐待を受けている子供をはじめとする要保護児童の早期発見及び適切な支援を行うことを目的に、児童相談所や警察署などの関係機関の代表者と児童課や学校教育課など関係部署の担当者で構成されており、11月現在で20件、児童40人のケースを管理しています。その中にヤングケアラーは確認していませんが、児童課が別に管理している要支援家庭の約80件の中に、児童が幼い家族の世話をしていると推測されるヤングケアラーと疑わしきケースが1件あります。このようなケースは、それぞれの家庭に様々な事情があり、その対応に苦慮するところでございますが、児童課の家庭相談員や所属する学校関係者等を中心に、関係機関、関係部署とも情報共有し、適時必要な支援を行っております。



○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 少なくとも幸いですけれども、必ずしもヤングケアラーだから支援をしなければならぬというわけじゃなくて、その子がおる環境がそういう環境であれば、それがヤングケアラーだと。

例えば、有名な映画で「となりのトトロ」がありましたよね、あれにサツキちゃんとメイちゃんという2人の姉妹がおられて、その家族というのが娘2人で、お父さんが物書きをされている、お母さんがちょっと遠いところで入院されている。そのサツキちゃんとメイちゃんが、家事全般をお父さんに代わって2人でやりくりしながらやっておるわけですよ。だから、彼女らは特にヤングケアラー。ただ、集落の中でそういう家庭だと、構成だということを、その地域の方が常に理解をされていて、野菜をあげたり、大丈夫とか声をかけてあげたりする中で、あの映画はそれが目的じゃないものだから、そこでつまずいてると物語が進まないんでね、ずっと暗い映画になっちゃいますけど。ただ、そういう彼女らの頑張りに対して、癒やしじゃないけれども、トトロなり、猫バスなりが出てきて彼女らの頑張りをお癒やししてくれるわけですよ。

行政が、トトロとか猫バスにはなれません。きんちゃんバスはありますけど、飛べませんのでね。なれませんけど、そういうものではなくて、大事なことはヤングケアラーが頑張っているんだということを理解してあげることと、もし困ったときにちゃんと相談できる場所があるということ、そのことがやっぱり我々行政が考えていかなきゃならないことなんじゃないかなと、そのように思います。

続けて、ヤングケアラーの支援に当たりましては、国が省庁横断的な取組が必要としております。地方自治体におきましても同じだと考えます。ケアラーが抱える諸問題、諸課題は複雑多岐にわたり、その解決には行政、民間、地域での連携が不可欠であります。

最後に、市長にケアラー支援について認識と対応を伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ヤングケアラーについて、元来子供には健康を守る権利、教育を受ける権利、社会生活において同世代の子供たちとの関係性をつくっていくなどの育つ権利といった様々な権利があります。ヤングケアラーの子供たちは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりするなど、本来守られるべき子供自身の権利を侵害されている可能性があります。

本来あるべき子供の権利を守るという視点で、高齢者、障がい者の支援をする福祉部門、児童部門や教育部門と連携しながら、多層的に支援を行っていくことが重要であると認識し

ております。

現在、要保護児童対策地域協議会、要対協においては、横の連携や情報共有ができるように体制を構築しており、児童福祉に関する部門だけでなく多様な専門機関も参加しており、また地域ケア会議につきましても地域包括支援センターを核として、高齢部門だけでなく障がい部門の専門職が集まったの会議を定期的を開催しており、それぞれ所管を超えた連携を行うための組織体になっています。そのため、要対協やケア会議においてヤングケアラーに対するアセスメントや支援方針等が検討されることが、多様な機関による支援に円滑につながりやすいだけでなく、それらの機関においてケアラーやヤングケアラーという概念が認知されることで、ケアラーやヤングケアラーの早期発見にもつながっていくと考えられます。この要対協やケア会議の中で、多職種連携を図ってまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） しっかり市長から市としての方針を言っていただきまして、問題が起こってからでは、先ほども言いましたけれども、遅いわけで、また今コロナ禍だからできないこともたくさんありますけれども、今だからできることもやっぱりあるんですよね。今、起こっている問題もあるわけですよ、見つからないだけで。それをいかに、これでもか、あれもこれもですけども、本当に生きづらい世の中だと若い子たちが思わないような生きがいを見つけて、目標を見つけて、いろんな環境があっても子供にそういう格差があってはいかんと今市長がおっしゃったので、その体制をつくるにはどうしたらいいか、この今のケアラー支援というのは一つの形ではないかなと思います。

また、病気でなくても独り親家庭で、例えば奥さんの代わりに、奥さんか御主人か分からんけれども、家事一切を例えば当たり前に行っている家庭というのは結構あります。別に自分のことを言うわけでは、手前勝手、手前みそですけど自分もそうでしたから、それが当たり前なんですよ。当たり前がゆえに、ほかと違うことができないということも、それも受け入れてしまうんですよね、今のヤングケアラーも。そこが一番問題であって、そういうところに今は子供さん少ないですし、行き届くような支援があれば、住みよいまち弥富の一つの魅力にもなるんじゃないかなと思います。

今後の市の取組に大きな期待をしまして、質問を終わります。

○議長（大原 功君） 通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時32分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 横 井 克 典

同 議員 江 崎 貴 大

